

# 実践 財務捜査

清野 憲一 著

立花書房

本書は、企業会計指針の策定・改訂や税法の改正等に応じ、  
増刷の際に頁の変更を伴わない範囲で内容を改訂しています。

## 推薦のことば

このたび、さいたま地方検察庁公判部長の清野憲一検事によって、「実践・財務捜査」が立花書房から出版されることになった。

清野検事は、東京、大阪両地方検察庁の特捜部における勤務をはじめとして20年以上の実務経験を有し、また、平成21年から23年にかけて警察庁の暴力団排除対策官として勤務するなど行政官としても幅広い知見を持っておられる。

当時、私が警察庁の暴力団対策課長として同じ職場で仕事をさせてもらつた際には、いわゆる暴力団排除活動の新たな地平として、民間取引からの暴力団排除に先陣を切つて取り組まれ、金融、証券等企業の資金調達の要となる業界はもとより、不動産、生命保険等暴力団が資金獲得等のため接近するおそれのある様々な業界における暴力団排除の仕組みの構築を図られた。こうした取組は、暴力団関係企業等を通じて水面下での資金獲得を志向しつつあった各暴力団組織に打撃を与えるとともに、社会全体の暴力団排除機運の高揚に大きく寄与することとなった。この清野検事の功績は、暴力団を許さないという強い正義感に裏打ちされたものであることは言うまでもないが、それまでの検事としての豊富な経験により培われた企業経営の実務に関する深い理解によるところが極めて大きいと思われる。

本書は、清野検事がこれまで手掛けられた幾多の事件における財務捜査経験を元に書かれたものであり、豊富な不正会計の事例を紹介しつつ、その動機、手口、隠蔽手段等をそれぞれの具体例に即して解説している。また、そうした不正を解明するために不可欠な財務諸表の分析手法について詳細に論じられているほか、この種事案の捜査の重要な要素である銀行捜査、物読み、関係者の取り調べ、国際捜査等を行うに当たっての留意事項についても述べられている。

さらに、企業会計の分野は、近時、会社法や金融商品取引法等各種法令の改正や国際財務報告基準（IFRS）への統合等により大きな変化が生じているところであるが、本書ではそうした最新動向までカバーされており、こうした書はこれまでに類例がないところである。

したがって、本書は、詐欺、横領、背任、贈収賄、会社法違反、金融商品取引法違反、政治資金規正法違反等の会計知識を求められる犯罪の検査に従事する者にとっては、まさに必携の書であると言えよう。さらに、清野検事が自ら実践されたように、知能暴力犯罪や会社・証券市場を食い物にする犯罪を多数取扱っている暴力団を取り締まる組織犯罪対策部門においても、非常に有用であると考える。

本書が、部門を問わず、企業に係る犯罪の取り締まりに従事する諸氏に広く読まれることを望む次第である。

平成 28 年 1 月

埼玉県警察本部長 貴志 浩平

## はじめに

「実践・財務捜査」と銘打った本書は、知能犯事件や生活経済事件等の捜査に現に携わり、または携わることを志す全ての警察官を読者として想定している。

本書は、読者に、帳簿の読み方、伝票や証憑書類を見るときの着眼点、勘定科目分析の手法、貸借対照表や損益計算書の読み方、不正会計に気付く方法、銀行捜査、捜索押収、証拠物分析、取調べ、国際捜査の手法等に関する実践的な知識を提供することを目的とする。そして、実は、このような知識は、知能犯捜査班に属する警察官だけではなく、およそ犯罪捜査に携わる全ての警察官に求められる知識でもある。

反社会的勢力は知能暴力の色彩をますます強めており、組織犯罪対策部門においては、財務捜査の知識は複雑で大規模な事件の掘り起こし、資金源を断つにはむしろ必須といってよい。

また、強行犯や盗犯部門においても、時として財務捜査の知識が有益である。筆者が近時東京地検公判部副部長として携わったある殺人事件は、内妻殺しの事件であったが、内妻が経営していた小料理店の経営状況が悪化していたため同人から殺して欲しいと頼まれて殺した旨被告人から主張された。そして、同小料理店の貸借対照表や損益計算書を分析し、その経営が順調であったことを裁判員裁判において分かりやすく立証することにより、被告人の囑託殺人の弁解は排斥されたのであった。

他方、このような財務捜査の知識・能力は、全ての捜査官にとって必須ないしは有用であるにもかかわらず、いざ事件捜査を開始した後に付け焼き刃的に学べるようなものではない。結局、捜査開始時点で財務捜査能力があると目されている捜査官が財務捜査を担当し、更に財務捜査の経験を積んで実力を伸ばしていくことになる。

簿記・会計の知識の外延は広くて深く、かつ、頻繁な法改正や会計基準の変更の影響を受ける。その全てを隨時フォローし、マスターすることは我々検査官にとって不可能であるし、そこまでの知識を必ずしも持っていないなければならないわけではない。また、そのような知識を持っていたとしても、それだけで財務検査ができるようになるわけではない。財務検査を遂行するためには、不正会計がどのような科目について、どのような手段で行われやすいか、そして、それはどのような不自然な数字となって帳簿や財務諸表に現れるかを理解しておくことの方がはるかに有益である。

そこで、本書においては、まず第1編（基礎編）において、証憑書類（第1章）、会計帳簿（第2章）、財務諸表（第3章）、有価証券報告書（第4章）について概観し、帳簿や決算書類等の仕組みや作成原則に関する基礎的な知識を身に付けた上で、本書の中核をなす第2編（財務分析）に移っていきたい。

第2編は3章からなる。第1章（財務分析の基本的視点）においては、疑問を持つこと、帳簿の内容面及び形式面に着目すること、5W1Hに着目すること、突合分析に触れる。第2章（勘定科目分析）においては、資産、負債、純資産、売上高、売上・製造原価、販売費及び一般管理費、営業外収益・費用、特別損益に属する各勘定科目について、その意義や不正会計に使用される場合の手口、不正会計発見のポイント、不正会計事例に触れる。不正会計事例の紹介に当たっては、不正会計を行うに至った経緯、不正の具体的手口等についても煩瑣を厭わず記載する。読者の方々は、一口に不正会計といってもそれが如何に手の込んだものであるか、不正会計を行う動機がどのようなものであるかを知るであろう。第3章（決算書の分析）においては、財政経済検査を有効かつ効率的に進める上で有益な経営分析手法（第1節）、キャッシュフロー分析手法（第2節）、内部統制システムの検討（第3節）、会計監査手法（第4節）、企業評価手法（第5節）について説明する。そして、第6節においては、このような経営分析手法を実際に不正会計を行っていた企業に適用した場合に、不正会計の糸口や検査のポイントを正しく発見できるのかについて検証する。

財務捜査は、単なる帳簿捜査にとどまらない。財務捜査は、有能な捜査主任官の下で他の捜査手法と有機的に結び付いて初めて螺旋階段を上るように進展するのである。

第3編においては、そのような意味で重要な、銀行捜査（第2章）、物読み（第3章）、取調べ（第4章）、国際捜査（第5章）の進め方について、解説する。

ところで、財務捜査の観点から以上のような事項について触れた公刊物は案外と少なく、筆者の手元には浅井孝作『帳簿の捜査（改訂版）』（昭和44年）があるのみである。そのため、多くの財務捜査官は簿記論、会計学、監査論、経営分析、税法、会社法、金融商品取引法等の書物を読みながら財務捜査能力の涵養に努めているのが実情と思われる。

筆者としても、捜査官のための財務捜査に関する書物の必要性を認識していたところ、たまたま、立花書房出版部の馬場野武課長から「警察学論集」への寄稿を依頼され、財務捜査については検事任官以来少なからぬ関心を抱きつつ執務に当たってきたこともあり、浅学菲才の身を省みず財務捜査に関する論文の執筆を思い立った。いざ執筆し始めてみると、あれもこれもと取り上げたい事項が増えてしまい、思わず大部のものとなり、一冊の本として刊行する栄誉を得るに至った次第である。

読者の皆様が本書の最終章まで辛抱強くお付き合いくださいれば、財務捜査の基本について必要十分な知識を獲得することができるものと思う。そして、そのような捜査官が、この知識を捜査の実地に応用すれば、これまで見過ごされてきた複雑困難な知能犯事件を捜査官の財務捜査能力の高さによって掘り起こし、証拠を適切に収集し、適正かつ有効に取調べを行い、事件を的確に構築することができるようになることと思う。そして、そのような努力の積み重ねによって、この種事犯の犯罪者を的確に処罰することにより、市民が犯罪に怯えることのない社会を実現することに本書がいささかなりとも貢献することができれば、筆者の喜びはこれに過ぎるものはない。

末筆ながら、当職が警察庁に暴力団排除対策官として出向中、暴力団対策課長として2年間にわたりご指導を受け、奇しくも当職がさいたま地方検察庁に着任後、この度埼玉県警察本部長となられた貴志浩平氏に、身に余る推薦のおことばをいただいたこと、立花書房出版部の馬場野武課長をはじめとした、本山進也参与、秋山寛和氏、金山洋史氏、菊島一氏等、出版部の皆様には本書の企画から校正に至るまで、献身的なご努力をいただいたことに、心からのお礼を申し上げる。

平成28年1月

さいたま地方検察庁公判部長 清野 奎一

---

## 凡 例

---

### 〈参考文献（書籍）〉

（【 】内は本書での引用略称である。）

- 【青木他】 青木寿幸・井岡亮「最新投資組合の基本と仕組みがよ～くわかる本」（平成 20 年）秀和システム
- 【赤坂】 税理士法人赤坂共同事務所「リース取引の会計と税務」（平成 20 年）中央経済社
- 【浅井】 浅井孝作「帳簿の検査（改訂版）」（昭和 44 年）東京法令出版社
- 【浅枝他】 監査法人トーマツ・浅枝芳隆他「コンテンツビジネスマネジメント」（平成 15 年）日本経済新聞社
- 【あづさ】 あづさ監査法人・KPMG「国際財務報告基準の適用ガイドブック（第 3 版）」（平成 20 年）中央経済社
- 【あづさ・佐藤】 あづさ監査法人（佐藤正典）「会社法決算の実務（第 4 版）」（平成 22 年）中央経済社
- 【池尾】 池尾和人編「エコノミクス 入門金融論」（平成 16 年）ダイヤモンド社
- 【石川】 石川純治「揺れる現代会計：ハイブリッド構造とその矛盾」（平成 26 年）日本評論社
- 【井手・高橋】 井手正介・高橋文郎「ビジネス・ゼミナール 経営財務入門」（平成 18 年）日本経済新聞社
- 【伊藤】 伊藤邦雄「ゼミナール現代会計入門（第 7 版）」（平成 20 年）日本経済新聞社
- 【井端】 井端一夫「最近の粉飾－その実態と発見法－（第 2 版）」（平成 20 年）税務経理協会
- 【岩森】 岩森龍夫「現代経営学の再構築：普遍経営学への小歩」（平成 14 年）東京電機大学出版局
- 【上原】 上原昌雄「実践・粉飾分析」（昭和 61 年）商事法務研究会
- 【碓氷】 碓氷悟史「新会計基準による金融実務者のためのキャッシュフロー計算書の読み方」（平成 17 年）近代セールス社

- 【大垣】 大垣尚司「電子債権－経済インフラに革命が起きる」(平成 17 年) 日本経済新聞社
- 【太田】 監査法人太田昭和セントラリー「店頭登録実務マニュアル」(平成 12 年) 税務経理協会
- 【大野他】 大野敏男・牧野明弘「財務分析のための実践財務諸表の見方(新 4 版)」(平成 19 年) 経済法令研究会
- 【大村】 大村大次郎「脱税のススメ(改訂版)」(平成 21 年) 彩図社
- 【梶野】 梶野研二編「土地評価の実務: 相続税, 贈与税 平成 22 年版」(平成 22 年) 大蔵財務協会
- 【勝間】 勝間和代「決算書の暗号を解け: ダメ株を見破る投資のルール」(平成 19 年) ランダムハウス講談社
- 【加藤】 新日本有限責任監査法人・加藤義孝「3つの視点で会社がわかる「有報」の読み方」(平成 25 年) 中央経済社
- 【金子】 金子誠一「証券アナリストのための数学再入門」(平成 16 年) ときわ総合サービス
- 【刈屋他】 刈屋武昭・小暮厚之「金融工学入門」(平成 14 年) 東洋経済新報社
- 【川口】 川口有一郎「入門不動産金融工学」(平成 13 年) ダイヤモンド社
- 【河崎他】 河崎施行他「財務会計論 II 応用論点編」(平成 19 年) 中央経済社
- 【川田】 川田剛「国際課税の基礎知識(6訂版)」(平成 16 年) 税務経理協会
- 【川村】 川村眞一  
① 「現代の実践的内部監査(改訂版)」(平成 19 年) 同文館出版  
② 「これだけは知っておきたい内部監査の基本(5訂版)」(平成 26 年) 同文館出版
- 【川村他】 川村正幸「金融商品取引法(第2版)」(平成 21 年) 中央経済社
- 【北地他】 北地達明他編「最新版 M&A 実務の全て」(平成 20 年) 日本実業出版社
- 【木村】 木村一夫「組合事業の会計・税務」(平成 18 年) 中央経済社

【清野】	清野憲一
	① 「暴力団排除条項のフロンティア」(平成 23 年) MS&AD 基礎研 REVIEW 第 10 号
	② 「英国における供述弱者の取調べ」(平成 25 年) 捜査研究 62 卷 1~3 号
	③ 「海外の刑事政策のいま 第 15 回汚職防止刑事司法支援研 修の概要: アジ研国際研修レポート (2)」(平成 25 年) 罰 と罰 50 卷 2 号
【草野】	草野耕一「金融課税法講義 (補訂版)」(平成 22 年) 商事法務
【工藤】	工藤貴矢「セール・アンド・リースバック (SLB) 取引の会計 処理について: 経済的実態からのアプローチ」(平成 23 年) 北 海学園大学大学院経営学研究科研究論集 (9) 1-13
【検査】	検査マニュアル研究会「金融機関の信用リスク・資産査定管理 態勢 平成 22 年度版」(平成 22 年) 金融財政事情研究会
【小池】	小池正明「図解消費税の実務ができる本」(平成 16 年) 日本実 業出版社
【小谷他】	小谷融・内山正次共編「金融商品取引法におけるディスクロー ジヤー制度: 企業内容等開示制度・公開買付制度・大量保有報 告制度」(平成 19 年) 税務研究会出版局
【小林】	小林守男「財務諸表の総合判断 (第 3 版)」(昭和 58 年) 金融 財政事情研究会
【根田他】	根田正樹・須山伸一・明石一秀「詳説新会社法の実務」(平成 17 年) 財経詳報社
【近藤他】	近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎「金融商品取引法入門」(平成 21 年) 商事法務
【桜井】	桜井久勝「財務会計講義 (第 15 版)」(平成 26 年) 中央経済社
【佐藤】	佐藤一雄「不動産証券化の実践: 使いやすいノウハウと豊富な 事例分析」(平成 16 年) ダイヤモンド社
【G M I】	グロービス・マネジメント・インスティテュート「MBA ファ イナンス」(平成 11 年) ダイヤモンド社
【重泉】	重泉良徳「監査役監査のすすめ方 (10 訂版)」(平成 23 年) 税 務経理協会

- 【柴山他】 柴山政行・山本天眼「最新減価償却の基本と仕組みがよ～くわかる本（第2版）」（平成22年）秀和システム
- 【シリット】 ハワード・シリット（菊田良治・訳）「会計トリックはこう見抜け」（平成14年）日経BP社
- 【杉本他】 杉本浩一・福島良治・若林公子「スワップ取引のすべて（第3版）」（平成19年）金融財政事情研究会
- 【鈴木】 鈴木啓之「やさしい建設業簿記と経理実務（5訂版）」（平成27年）日本法令
- 【鈴木他】 鈴木義行編「M&A実務ハンドブック：会計・財務・企業評価と買収契約の進め方（第2版）」（平成15年）中央経済社
- 【須田他】 須田一幸他編著「会計操作－その実態と識別法、株価への影響」（平成17年）ダイヤモンド社
- 【スチュワート】 G.ベネット・スチュワート（日興リサーチセンター・訳）「EVA（経済的付加価値）創造の経営」（平成10年）東洋経済新報社
- 【関沢他】 関沢正彦・中原利明「融資契約」（平成18年）金融財政事情研究会
- 【大和証券】 大和証券エスピーキャピタル・マーケット「エクイティファイナンスの実際」（平成9年）日本経済新聞社
- 【高田】 高田直芳「本当にわかる経営分析」（平成14年）PHPエディターズ・グループ
- 【高橋他】 法律・税金・経営を学ぶ会（高橋安志・田中美光共編）「身近な法律・税金 知らずに損してませんか」（平成24年）明日香出版社
- 【宝印刷】 宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所「内部統制制度の運用と課題：会社法と金融商品取引法の相互関係の再検討」（平成21年）中央経済社
- 【近澤】 近澤弘治
  - ① 「会計上の不正問題」（昭和32年）税務経理協会
  - ② 「粉飾経理（改訂版）－その事例と発見・防止法」（昭和49年）税務経理協会
- 【田井】 田井良夫「国際的二重課税の排除の研究：外国子会社配当免除制度への転換の検討を中心として」（平成22年）税務経理協会

【中央】	中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイザーズ「ストックオプション実務ハンドブック」(平成 11 年) 中央経済社
【土田】	土田義憲「これからの内部監査部門の仕事：「内部統制の有効性評価」を実践するための監査マニュアル」(平成 23 年) 中央経済社
【津森】	津森信也「入門企業財務：理論と実践（第 2 版）」(平成 14 年) 東洋経済新報社
【トーマツ】	監査法人トーマツトータルサービス部「M&A 実務のすべて：プロセス、メカニズムから会計・税務の取扱いまでが図解でわかる」(平成 17 年) (日本実業出版社)
【都井】	都井清史「コツさえわかれればすぐに使える粉飾決算の見分け方（第 3 版）」(平成 23 年) 金融財政事情研究会
【土肥】	土肥一史「知的財産法入門(第 12 版)」(平成 22 年) 中央経済社
【中尾他】	東京国際会計編著「IFRS 初度適用の実務」(平成 22 年) 中央経済社
【永沢他】	さくら総合事務所編著「SPC&匿名組合の法律・会計税務と評価：投資スキームの実際例と実務上の問題点」(平成 17 年) 清文社
【中島他】	中島真志・宿輪純一「決済システムのすべて」(平成 12 年) 東洋経済新報社
【中田他】	中田謙司・谷本真一「国際税務入門（第 2 版）」(平成 18 年) 日本経済新聞社
【中村】	中村直人「M&A 取引等のための金融商品取引法」(平成 20 年) 商事法務
【中村他】	商事法務「株主総会ハンドブック」(平成 20 年) 商事法務
【奈良他】	奈良輝久他編著「M&A 法制の羅針盤：TOB、三角合併、金融商品取引法施行を踏まえた M&A 手法と防衛策」(平成 19 年) 青林書院
【新堀】	新堀聰「実践貿易取引：最新基礎理論と実務のポイント」(平成 10 年) 日本経済新聞社
【西野】	西野克一編「回答事例による所得税質疑応答集（平成 22 年 2 月改訂）」(平成 22 年) 大蔵財務協会
【西山】	西山茂「企業分析シナリオ」(平成 13 年) 東洋経済新報社

- 【日銀金融研究所】 日本銀行金融研究所編「新しい日本銀行：その機能と業務」(平成 16 年) 有斐閣
- 【萩原】 萩原壽治「図解見てわかるキャッシュ・フロー」(平成 12 年) 池田書店
- 【箱田他】 箱田順哉「内部監査実践ガイド 新国際内部監査基準対応（第 2 版）」(平成 23 年) 東洋経済新報社
- 【長谷川他】 金融機関コンプライアンス研究会「金融機関の法令等遵守態勢 平成 23 年度版」(平成 23 年) 金融財政事情研究会
- 【浜田】 浜田康「会計不正：会社の「常識」監査人の「理論」」(平成 20 年) 日本経済新聞社
- 【浜口他】 浜口厚子他「内部統制－会社法と金融商品取引法－」(平成 21 年) 中央経済社
- 【原他】 原義則他「実務金融商品取引法」(平成 20 年) 商事法務
- 【パレプ他】 K. G. パレプ他著・斎藤静樹他訳「企業分析入門」(平成 11 年) 東京大学出版会
- 【平林】 平林亮子「財務諸表分析入門（改訂版）」(平成 24 年) アスキー・メディアワークス
- 【廣上】 廣上克洋編「令状請求ハンドブック」(平成 26 年) 立花書房
- 【藤永】 藤永幸治「シリーズ検査実務全書 4・会社犯罪」(平成 6 年) 東京法令出版
- 【藤繩】 長島・大野・常松法律事務所・藤繩憲一「アドバンス新会社法」(平成 18 年) 商事法務
- 【藤原】 森・濱田松本法律事務所・藤原総一郎「企業再生の法務：実践的リーガルプロセスのすべて」(平成 15 年) 金融財政事情研究会
- 【古海】 古海建一「外国為替入門」(平成 7 年) 日本経済新聞社
- 【古川他】 古川浩一他「基礎からのコーポレート・ファイナンス（第 3 版）」(平成 18 年) 中央経済社
- 【古田】 古田清和他「基礎からわかる管理会計の実務」(平成 21 年) 商事法務
- 【松井】 松井隆幸「内部監査（5訂版）」(平成 23 年) 同文館出版
- 【松本】 松本貞夫「改訂銀行取引法概論」(平成 19 年) 経済法令研究会

- 【三菱】 三菱 UFJ 信託銀行不動産コンサルティング部「図解不動産証券化の全て」(平成 18 年) 東洋経済新報社
- 【緑川他】 緑川正博他「企業組織再編の実務：新会社法対応：法務・会計・税務」(平成 19 年) 新日本法規出版
- 【三宅】 三宅茂久「資本・株式の会計・税務」(平成 18 年) 中央経済社
- 【三好】 三好康之「IT エンジニアのための『業務知識』がわかる本」(平成 19 年) 翔泳社
- 【茂木】 日本公認会計士協会東京会編・茂木誠陸著「経理不正行為の見つけ方・防ぎ方：横領・着服を中心として」(昭和 48 年) 中央経済社
- 【山口】 山口揚平「企業分析力養成講座：デューデリジェンスのプロが教える」(平成 20 年) 日本実業出版社
- 【山田】 税理士法人山田&パートナーズ他「新株予約権の税・会計・法 律の実務 Q & A」(平成 15 年) 中央経済社
- 【山根】 山根節「ビジネス・アカウンティング MBA の会計管理」(平成 13 年) 中央経済社
- 【由比】 由比祝生編「税務相談事例集：各税目の視点から回答 平成 19 年版」(平成 19 年) 大蔵財務協会
- 【吉田①～③】 吉田公一  
 ① 「文書鑑定の基礎と実際」(昭和 58 年) 立花書房  
 ② 「捜査のための実務文書鑑定」(昭和 63 年) 令文社  
 ③ 「ポイント解説・筆跡・印章鑑定の実務」(平成 16 年) 東京法令出版
- 【渡辺裕】 渡辺裕泰「ファイナンス課税」(平成 18 年) 有斐閣
- 【渡辺章】 渡辺章博「M & A のグローバル実務：プロセス重視の企業買収・売却のすすめ方」(平成 10 年) 中央経済社
- 【渡辺淑】 渡辺淑夫「法人税法－その理論と実務(平成 20 年度版)」(平成 20 年) 中央経済社

## 〈参考文献（web ページ）〉

（【 】内は本書での引用略称である。）

- 【アクトイペート】 アクトイペートジャパン税理士法人・アクトイペートジャパン  
公認会計士事務所「業種別目標経営指標一覧表」 <http://www.activatejapan.jp/info/H2業種別目標経営指標一覧表.pdf>
- 【石原】 石原誠一郎「銀行のキャッシュカードと通帳について」（平成 17  
年） [http://cologlog.7senior.com/itrev/2005/04/post\\_e655.html](http://cologlog.7senior.com/itrev/2005/04/post_e655.html)
- 【磯貝】 磯貝明「銀行業における税効果会計の影響－繰延税金資産の評  
価－」（平成 15 年）人間環境大学人間環境学部紀要 7（2003）  
人間環境論集 3 [http://uhe.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=62&item\\_no=1&attribute\\_id=22&file\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=17](http://uhe.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=62&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1&page_id=13&block_id=17)
- 【板垣】 板垣尚仁「不正リスク管理－ケーススタディと管理態勢の整備  
ポイント」（平成 22 年） <http://www.ffr-plus.jp/material/pdf/100908/iia.pdf>
- 【一ノ宮】 一ノ宮士郎「税効果会計と利益操作－倒産企業における実証分  
析－」（平成 18 年）経済経営研究 25 卷 6 号 [http://www.dbj.jp/ricf/pdf/research/DBJ\\_EconomicsToday\\_25\\_06.pdf](http://www.dbj.jp/ricf/pdf/research/DBJ_EconomicsToday_25_06.pdf)
- 【大倉】 大倉雄次郎「企業の不祥事と内部統制」 [http://www.kansai-u.ac.jp/Keiseiken/books/seminar07/seminar07\\_176-1.pdf](http://www.kansai-u.ac.jp/Keiseiken/books/seminar07/seminar07_176-1.pdf)
- 【大城】 大城直人「不正会計の早期発見に関する海外調査・研究報告  
書」（平成 26 年）金融庁金融研究センター <http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2014/06.pdf>
- 【経営分析】 「経営分析のススメ」 <http://www.keieibunseki.com/index.html>
- 【会計学】 「会計学を学ぼう」 <http://financial.mook.to/>
- 【会計や】 「会計やさんのメモ帳」 <http://www.k3.dion.ne.jp/~afujico/index.htm>
- 【金子基】 金子基史「査察調査における国外証拠収集について」（平成 22  
年）税大論叢 66 号 <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronson/66/13/pdf/013.pdf>

- 【清成】 清成淳子「証憑書類の整理と保存」(平成 24 年) <http://www.mizuki-consulting.com/pdf/1.pdf>
- 【ケース】 社団法人日本監査役協会ケース・スタディ委員会「企業不祥事の防止と監査役」(平成 21 年) [http://www.kansa.or.jp/support/el007\\_091009a.pdf](http://www.kansa.or.jp/support/el007_091009a.pdf)
- 【久保田】 久保田隆「マネーロンダリング問題を巡って」(平成 21 年) 早稲田法学会 84 卷 2 号 [http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/29780/1/WasedaHougaku\\_84\\_02\\_Kubota.pdf#page=3&zoom=auto,-13,517](http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/29780/1/WasedaHougaku_84_02_Kubota.pdf#page=3&zoom=auto,-13,517)
- 【財務分析】 「決算書の読み方・財務分析のしかた」 <http://fsreading.net/>
- 【佐藤 web】 Takenori Sato「収益還元法による収益価格の計算方法」  
<http://www.daigakuseiooya.com/realestate/fudousankan-teihyouka/371/>
- 【シグマ】 シグマベイズキャピタル「不動産評価入門コース」 <http://www.sigmabase.co.jp/correspondence/sample/FH.pdf>
- 【ジャス】 ジャスネットコミュニケーションズ株式会社「仕訳コーナー」  
<http://www.jusnet.co.jp/business/siwake.html>
- 【柴田】 柴田英樹「最新の粉飾決算から学ぶ不正の手口と法制度の有用性」(平成 21 年) 弘前大学人文社会論叢 社会科学篇 2009 年 21 号 [http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10129/1930/1/JinbunShakaiRonso\\_S21\\_29.pdf](http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10129/1930/1/JinbunShakaiRonso_S21_29.pdf)
- 【商工】 東京商工リサーチ メールマガジン <http://www.tsr-net.co.jp/mailmagazine/index.html>
- 【証取委①～③】 証券取引等監視委員会
- ① 「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」(平成 26 年) <http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20140829/01.pdf>
  - ② 「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」(平成 25 年) [http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2013/2013/20130626-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130626-1/01.pdf)
  - ③ 「最近の証券取引等監視委員会の活動から」(平成 24 年) <http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouenkai/24/20120510-1.pdf>

- 【情報処理】 独立行政法人情報処理推進機構「組織内部者の不正行為によるインシデント調査－調査報告書－」(平成 24 年) <http://www.ipa.go.jp/files/000014169.pdf>
- 【新日本 web】 新日本有限責任監査法人「リスクアドバイザリーコラム」  
<http://www.shinnihon.or.jp/services/advisory/risk-advisory/column/>
- 【杉山】 杉山茂「杉山公認会計士・税理士事務所のホームページ」  
<http://www.sugimotocpa.com/index.htm>
- 【税効果】 「税効果会計」 <http://zeikouka.net/>
- 【税務大学校】 税務大学校税大講本 <http://www.nta.go.jp/ntc/kouhon/index.htm>
- 【土屋】 土屋進「平成 22 年度消費税改正の概要」 <http://www.fukuroi-cci.or.jp/NHP/kigaru-30.pdf>
- 【寺本】 寺本久夫「減損会計の概要」 [http://www16.plala.or.jp/terakan/reports/genson\\_gaiyo.pdf](http://www16.plala.or.jp/terakan/reports/genson_gaiyo.pdf)
- 【内部監査】 社団法人日本内部監査協会「最近の企業不正事例にみるコード・ガバナンスのあり方」(月刊監査研究 439 号。平成 22 年)  
<http://www.iiajapan.com/pdf/kenkyu/forum/0310003.pdf>
- 【中里】 中里会計事務所「不正事例研究会」 <http://fusejjirei.jimdo.com/>
- 【西迫】 西迫論「建設業会計について」 <http://www.office-nishisako.com/kyoka/kensetugyou/kensetukaikei/kensetukaikei2.php>
- 【西向】 西向隆夫「不動産投資の消費税還付スキーム」(平成 26 年)  
<http://www.e-zeirisi.com/shohizei-kanpu-6286.html>
- 【西村】 西村勝彦「キャッシュフロー計算書の見方」(平成 19 年)  
<http://homepage3.nifty.com/kno/kyasshufuro.html>
- 【袴田】 袴田竹二「平成 22 年度税制改正 消費税編」 [http://www.hakamatakaikei.jp/zeimu/2010\\_02\\_03.html](http://www.hakamatakaikei.jp/zeimu/2010_02_03.html)
- 【林】 林隆一「消費税の課税事業者を巡る問題について」(平成 22 年)  
 愛知大学経営総合科学研究所経営総合科学 95 号 [http://leo.aichi-u.ac.jp/~keisoken/research/journal/no95/a/95\\_03.pdf](http://leo.aichi-u.ac.jp/~keisoken/research/journal/no95/a/95_03.pdf)

【ビズ】	日本ビズアップ株式会社
	① 「内部統制システムの確立で社内不正防止の仕組み作り」 <a href="http://www.bizup.jp/member/netjarnal/repo_k38.pdf">http://www.bizup.jp/member/netjarnal/repo_k38.pdf</a>
	② 「企業の成長阻害排除部署別不正防止対策」 <a href="http://www.bizup.jp/solution_kakushin/kaizen_navi_pfddata/fusei_bousi_03.pdf">http://www.bizup.jp/solution_kakushin/kaizen_navi_pfddata/fusei_bousi_03.pdf</a>
【福山】	福山伊吹「引当金に関する論点整理について」(平成 22 年) <a href="http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/reserve/2010-03-04.html">http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/reserve/2010-03-04.html</a>
【ふるて】	ふるて「投資学＆経営学研究室」 <a href="http://www.nsspirit-cashf.com/">http://www.nsspirit-cashf.com/</a>
【前田】	前田勝昭「内部統制チェックリスト」 <a href="http://www.maeda-cpa.com/pdf_file/check_list.pdf">http://www.maeda-cpa.com/pdf_file/check_list.pdf</a>
【宮入】	宮入勇二「経営シミュレーション研修による人材教育」 <a href="http://homepage3.nifty.com/domex/index.htm">http://homepage3.nifty.com/domex/index.htm</a>
【三輪】	三輪厚二「仕訳勘定科目.com」 <a href="http://www.kanjyoukamoku.com/miwa.html">http://www.kanjyoukamoku.com/miwa.html</a>
【八木】	八木寛志「証券不公正取引と不動産鑑定士」(平成 24 年) <a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouenkai/24/20120803-1.pdf">http://www.fsa.go.jp/sesc/kouen/kouenkai/24/20120803-1.pdf</a>
【矢野】	矢野千寿「具体的ルールで進める『不正防止』－経理部門編」 <a href="http://www.pl-bs.com/dishonesty_2.html">http://www.pl-bs.com/dishonesty_2.html</a>
【山根 E】	山根純 EDIUNET <a href="http://industry.ediunet.jp/">http://industry.ediunet.jp/</a>
【脇本】	脇本利紀「消費税受還付罪に関する一考察」(平成 19 年) 税大ジャーナル 5 号 <a href="http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/05/pdf/05.pdf">http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/05/pdf/05.pdf</a>
【渡邊】	渡邊勲「回転期間」(平成 23 年) <a href="http://www.wbslabo.jp/article/14065751.html">http://www.wbslabo.jp/article/14065751.html</a>

- 【CPA ①～③】 日本公認会計士協会
- ① 「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」（平成 22 年） 経営研究調査会研究報告第 40 号 [http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/pdf/2-3-40-3-20100419.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/2-3-40-3-20100419.pdf)
  - ② 「不正調査ガイドライン」（平成 25 年） 経営研究調査会研究報告第 51 号 [http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/files/2-3-51-2-20130920.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-3-51-2-20130920.pdf)
  - ③ 「我が国の引当金に関する研究資料」（平成 25 年） 会計制度委員会研究資料第 3 号 [http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/files/2-11-3-2-20130625\\_1.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-11-3-2-20130625_1.pdf)
- 【PwC】 PwC アドバイザリー株式会社・岸和田剛「企業の不正に対する意識と防止・発見対策及び対応について」（平成 20 年） [http://www.pwc.com/jp/ja/advisory/research-insights-report/assets/pdf/grc\\_0801\\_01.pdf](http://www.pwc.com/jp/ja/advisory/research-insights-report/assets/pdf/grc_0801_01.pdf)

---

## 目 次

---

推薦のことば

はじめに

凡 例

第1編	基礎編
-----	-----

第1章 証憑書類とは ..... 3

1 証憑書類の意義 ..... 3

2 証憑書類の完全偽装の困難性 ..... 4

第2章 会計帳簿に関する基礎知識 ..... 7

1 会計帳簿の意義 ..... 7

2 会計帳簿の種類 ..... 7

(1) 主要簿 7

(2) 補助簿 8

3 仕訳について ..... 8

4 収益や費用の計上（認識）基準 ..... 12

5 企業会計に関する諸原則 ..... 17

(1) 一般原則 18

(2) 損益計算書原則 19

(3) 貸借対照表原則 19

第3章 財務諸表とは ..... 21

第1節 貸借対照表 ..... 22

1 資産の部 ..... 22

2 負債の部 ..... 24

3 純資産の部 ..... 25

4	貸借対照表の各期比較について	26
第2節	損益計算書	27
1	意義	27
2	検査上のポイント	29
第3節	キャッシュフロー計算書	30
第4章 上場企業の有価証券報告書		32

第2編	財務分析
-----	------

第1章	財務分析の基本的視点	39
第1節	疑問を持つこと	39
第2節	帳簿の内容面だけではなく形式面にも着目すること	40
第3節	5W1Hに着目すること	46
第1	だれが (Who) ?	46
1	財務検査において「誰が」を分析する意味	46
2	会社内部の指示者・加担者	47
3	会社外部の加担者	50
4	加担者の解明方法	53
(1)	金の流れの検討	53
(2)	証拠物の精査	53
(3)	メモ等の作成者の検討	54
(4)	証憑書類の作成者・決裁者の検討	55
(5)	取調べ	55
第2	いつ (When) ?	55
第3	どこで (Where) ?	58
第4	なぜ (Why) ?	59
第5	何を (What), どのようにして (How) ?	68
第4節	突合分析	78

第2章 勘定科目分析	81
第1節 資産科目	81
A 流動資産	81
1 現 金	82
(1) 総 説	82
(2) 現金に関する検査のポイント	83
(3) 現金をめぐる不正会計事例	84
2 預 金	86
(1) 総 説	86
(2) 預金に関する検査のポイント	88
(3) 預金をめぐる不正会計事例	88
3 売掛金	91
(1) 総 説	91
(2) 売掛金・売上に関する検査のポイント	92
ア 取引の正当性	92
イ 取引の相手方	93
ウ 売掛金の回収	94
エ 帳簿と証憑書類、現物との不合	95
オ 経営分析手法の適用	95
(3) 不正会計に用いられやすい取引	96
ア 押し込み販売・売上戻り	96
イ 売上値引	98
ウ 売上割戻し（リベート）	99
エ セール・アンド・リースバック取引	101
オ 委託販売	106
(4) 売掛金・売上に関する主要な不正会計手法	108
ア 循環取引	108
イ 売掛金・売上の期ずれ計上	112
ウ 売掛金・売上の過大・架空計上	115
エ 架空・不良債権の正常債権仮装	121

オ 回収売掛金の着服横領	124
<b>4 受取手形</b>	<b>126</b>
(1) 手形とは	126
(2) 手形に関する仕訳	128
(3) 受取手形をめぐる不正会計事例	130
<b>5 有価証券</b>	<b>132</b>
(1) 総 説	132
(2) 有価証券・投資有価証券をめぐる不正会計事例	136
<b>6 棚卸資産 (商品, 製品, 原材料, 仕掛品等)</b>	<b>140</b>
(1) 総 説	140
(2) 棚卸資産に関する検査のポイント	142
(3) 棚卸資産をめぐる不正会計事例	143
ア 主として利益額の粉飾を目的とする不正会計事例	143
イ 主として在庫を横流して、売却代金を横領する目的による不正会計事例	147
<b>7 前払金・前払費用</b>	<b>148</b>
(1) 総 説	148
(2) 前払金・前払費用に関する検査のポイント	149
(3) 前払金・前払費用をめぐる不正会計事例	150
<b>8 貸付金</b>	<b>151</b>
(1) 総 説	151
(2) 貸付金に関する検査のポイント	151
(3) 貸付金をめぐる不正会計事例	153
ア 貸付金が売上高水増し等の利益操作に用いられた事例	153
イ 貸付金が企業の目的に照らして不相当な支出に用いられた事例	154
ウ 貸付金が実質的な利益供与と見られる事例	155
<b>9 仮払金</b>	<b>156</b>
(1) 総 説	156
(2) 仮払金に関する検査のポイント	156

(3) 仮払金をめぐる不正会計事例	157
<b>10 繰延税金資産</b>	<b>159</b>
(1) 総 説	159
(2) 繰延税金資産に関する検査のポイント	161
(3) 繰延税金資産をめぐる不正会計事例	162
<b>11 貸倒引当金</b>	<b>163</b>
(1) 引当金総説	163
(2) 貸倒引当金に関する検査のポイント	167
(3) 貸倒引当金をめぐる不正会計事例	167
<b>B 有形固定資産</b>	<b>170</b>
<b>1 土地・建物</b>	<b>170</b>
(1) 総 説	170
(2) 土地に関する仕訳	171
(3) 建物に関する仕訳	173
(4) 不動産価格の評価方法	174
ア 総 説	174
イ 原価法	174
ウ 取引事例比較法	175
エ 収益還元法	175
オ 実勢価格, 公示地価, 路線価, 固定資産税評価額	177
カ 不動産評価額についての留意点	177
(5) 土地・建物をめぐる不正会計事例	179
<b>2 工具, 器具・備品</b>	<b>184</b>
(1) 総 説	184
(2) 工具, 器具・備品をめぐる不正会計事例	184
<b>3 建設仮勘定</b>	<b>186</b>
(1) 総 説	186
(2) 建設仮勘定に関する検査のポイント	187
(3) 建設仮勘定をめぐる不正会計事例	187

C	無形固定資産	189
1	ソフトウェア	189
(1)	総 説	189
(2)	ソフトウェアの企業会計上の処理	190
ア	市場販売目的のソフトウェア	191
イ	自社利用目的のソフトウェア	191
ウ	受注制作のソフトウェア	192
(3)	ソフトウェアに関する税法上の処理	193
(4)	ソフトウェアに関する検査のポイント	194
(5)	ソフトウェアをめぐる不正会計事例	195
ア	ソフトウェアについて不正な勘定科目で処理していた事例	195
イ	ソフトウェアを架空売上・架空資産の計上等に利用した事例	196
ウ	ソフトウェアに関する支出を第三者への利益供与に利用した事例	199
エ	ソフトウェアを過大請求の手段に用いた事例	200
2	のれん	200
(1)	総 説	200
(2)	買取における被買取企業の企業価値評価	203
(3)	のれんをめぐる不正会計事例	205
3	無体財産権	208
D	投資その他資産	210
E	繰延資産	210
1	総 説	210
2	繰延資産の企業会計上及び税法上の取扱いの相違点	212
3	繰延資産をめぐる不正会計事例	214
第2節	負債科目	214
A	流動負債	216
1	買掛金	216

(1) 総 説	216
(2) 買掛金に関する検査のポイント	219
(3) 買掛金をめぐる不正会計事例	222
ア 買掛金過少・期ずれ計上	222
イ 売上・売掛金の不正操作に伴う仕入・買掛金の不正会計	
計	222
ウ 在庫の不正操作に伴う買掛金の不正会計	223
エ 従業員の横領・背任に関する不正会計	224
2 支払手形	224
(1) 総 説	224
(2) 支払手形に関する検査のポイント	226
(3) 支払手形をめぐる不正会計事例	226
3 借入金	226
(1) 総 説	226
(2) 借入金に関する検査のポイント	227
(3) 借入金をめぐる不正会計事例	228
4 未払金・未払費用等	230
(1) 総 説	230
(2) 未払金・未払費用に関する検査のポイント	231
(3) 未払金・未払費用をめぐる不正会計事例	232
5 負債性引当金	233
(1) 総 説	233
(2) 負債性引当金をめぐる不正会計事例	234
6 仮受消費税	235
(1) 総 説	235
(2) 消費税をめぐる不正会計事例	238
ア 輸出取引をめぐる消費税の不正受還付	238
イ 非課税取引や不課税取引を課税取引と偽っての消費税脱税, 不正受還付	240
ウ 設備投資等の水増しによる消費税脱税, 不正受還付	240

エ 課税売上水増し・架空計上による消費税脱税, 不正受還付	240
オ 事業開始後2年間の免税期間や免税点を悪用した消費税脱税	241
カ 法人税, 所得税脱税に伴う消費税脱税	242
<b>B 固定負債</b>	<b>242</b>
1 社債	242
(1) 総説	242
(2) 社債をめぐる不正会計事例	245
ア 総説	245
イ のれんを過大計上した有価証券報告書に基づいて社債を発行した事例	247
ウ 社債を発行したのに有価証券届出書を提出しなかった事例	247
エ 転換価格修正条項付転換社債型新株予約権付社債(MSCB)をめぐる不正資金調達事例	247
オ オプション及びワラントを利用した簿外損失処理事例	248
<b>第3節 純資産</b>	<b>248</b>
1 総説	248
2 純資産に関する検査のポイント	250
(1) 見せ金による会社設立・増資	250
(2) デット・エクイティ・スワップ(DES)	252
(3) 粉飾決算の結果としての純資産額に関する虚偽表示	253
<b>第4節 営業収益</b>	<b>253</b>
1 売上	254
(1) 総説	254
(2) 売上に関する検査のポイント	255
ア 売上高の推移に着目	255
イ 対象企業の業績予測に関する情報収集	256
ウ 従業員, 企業経営者の評価及び報酬支払に関する規程や	

実態を知ること	257
2 売上原価	257
3 製造原価	258
(1) 総 説	258
(2) 製造原価をめぐる不正会計事例	262
ア 製造原価の期ずれ計上や原価の付け替え	263
イ 原材料や仕掛品の数量の不正操作	269
ウ 架空の原価の計上による過大支払分の領得	269
4 販売費及び一般管理費	270
(1) 総 説	270
(2) 販売費及び一般管理費をめぐる不正会計事例	272
ア 経費の架空・過大計上による詐取・横領・裏金拠出	272
イ 経費の架空・過大計上による利益供与	273
ウ 費用の期ずれ計上	273
エ 費用の不正な資産化	274
(3) 勘定科目別の留意点	275
ア 役員報酬・役員賞与・役員退職金	275
イ 給与手当・雑給・賞与・退職金・賞与引当金繰入・退職 給付引当金繰入・法定福利費	276
a 総 説	276
b 給与等に関する検査のポイント	278
ウ 福利厚生費	279
エ 外注費	280
a 総 説	280
b 外注費に関する検査のポイント	281
c 外注費をめぐる不正会計事例	281
オ 販売手数料・販売促進費	285
カ 広告宣伝費	286
a 総 説	286
b 広告宣伝費をめぐる不正会計事例	286

キ 旅費交通費	287
ク 会議費	288
ケ 交際費	288
a 総 説	288
b 交際費に関する検査のポイント	289
コ 通信費・事務用品費・消耗品費	290
サ 租税公課	290
シ 寄付金	291
ス 修繕費	292
セ 地代家賃・賃借料・リース料	293
ソ 減価償却費・繰延資産償却費	293
タ 支払手数料・支払報酬	295
チ 研究開発費	295
a 総 説	295
b 研究開発費をめぐる不正会計事例	295
ツ 貸倒損失・貸倒引当金繰入	296
テ 使途秘匿金等	296
<b>第5節 経常利益（損失）</b>	<b>298</b>
<b>1 営業外収益</b>	<b>299</b>
(1) 総 説	299
(2) 営業外収益に関する検査のポイント	299
(3) 営業外収益をめぐる不正会計事例	300
<b>2 営業外費用</b>	<b>301</b>
(1) 総 説	301
(2) 営業外費用に関する検査のポイント	301
<b>第6節 税引前当期純利益（損失）</b>	<b>302</b>
<b>1 特別利益</b>	<b>302</b>
(1) 総 説	302
(2) 特別利益に関する検査のポイント	304
(3) 特別利益をめぐる不正会計事例	304

2 特別損失 .....	305
(1) 総 説 305	
(2) 特別損失に関する検査のポイント 306	
(3) 特別損失をめぐる不正会計事例 307	
第7節 税引後当期純利益・損失、当期末処分利益・損失 …	309
1 当期純損益に関する仕訳 .....	309
2 株主総会の決議事項に関する仕訳 .....	310
第8節 まとめ .....	311
 第3章 決算書の分析 .....	313
第1節 経営分析手法一般 .....	313
1 収益性分析 .....	314
(1) 資本に対する収益性 314	
(2) 売上に関する効率性 317	
(3) 損益分岐点（BEP）に関する分析手法 318	
(4) 企業をめぐるキャッシュの動きから分析する手法 320	
2 活動性分析（効率性分析） .....	321
(1) 総資本回転率 321	
(2) 固定資産回転率 322	
(3) 棚卸資産回転率（在庫回転率） 322	
(4) 売上債権回転率 322	
(5) 買入債務回転率（仕入債務回転率） 322	
(6) 商品回転率（製品回転率） 323	
3 成長分析 .....	323
(1) 売上高伸び率（売上高成長率） 323	
(2) 経常利益伸び率 323	
(3) 純利益伸び率 323	
(4) 売上高研究開発費率 324	
(5) 設備投資比率 324	
(6) 投資比率 324	

4 生産性分析 .....	324
(1) 付加価値分析	324
(2) 売上高付加価値率（総生産高付加価値分析）	325
(3) 労働生産性	325
(4) 労働分配率	326
(5) 有形固定資産減価償却率	326
(6) 労働装備率	326
(7) 総資本投資効率	326
(8) 設備投資効率	326
(9) 1人当たり売上高	327
(10) 1人当たり経常利益	327
(11) 1人当たり人件費	327
(12) 資本集約度	327
5 安全性分析 .....	327
(1) 短期安全性	327
(2) 長期安全性	329
(3) 金融費用支払能力	330
第2節 キャッシュフロー分析手法について .....	330
1 総 説 .....	330
2 キャッシュフローの求め方 .....	332
(1) 営業キャッシュフロー	332
(2) 投資キャッシュフロー	337
(3) 財務キャッシュフロー	338
(4) 具体例	339
3 キャッシュフローの比率分析等 .....	350
(1) 収益性に関する分析	350
(2) 支払能力に関する分析	351
(3) 投資活動の健全性に関する分析	352
(4) 営業キャッシュフローの伸び率の分析	352
(5) 企業の成長段階に関する分析	352

4 キャッシュフローの粉飾 .....	352
(1) 総 説 352	
(2) 現金の期末における一時的増加 353	
(3) 本来計上しなければならない損失の不計上 354	
(4) 簿外取引・仮装処理 354	
(5) 各キャッシュフロー間の振替え 355	
第3節 内部統制システムの検討 .....	356
1 内部統制システムの意義 .....	356
2 会社法上の内部統制 .....	357
3 金融商品取引法上の内部統制 .....	358
4 内部統制システムに関する検査のポイント .....	360
第4節 会計監査手法等について .....	361
1 日本公認会計士協会による諸資料 .....	361
(1) 不正調査公表事例の分析 361	
(2) 不正調査ガイドライン 363	
2 不正会計の発見方法 .....	366
3 粉飾決算の見分け方 .....	368
4 内部監査手法について .....	381
5 脱税の手口について .....	383
6 監査人の資質について .....	384
第5節 企業評価手法について .....	385
第6節 経営分析手法の具体例への応用 .....	389
1 はじめに .....	389
2 財務諸表を読む 8 手順 .....	391
(1) 売上高の規模と前期比較 391	
(2) 売掛金の回転数と前期比較・資産科目の異常値 391	
(3) 買掛金の対売掛金比と前期比較・負債科目の異常値 391	
(4) 棚卸資産の規模と売上高比 392	
(5) 費用性資産、無形固定資産、外部投資の規模と内容 392	
(6) 収益・費用科目の規模、内容、異常値 393	

(7) 営業キャッシュフローの営業利益比、営業利益の売上高比	393
(8) 投資キャッシュフローの内容、対営業キャッシュフロー比	394
3 具体的適用例 .....	394
(1) 株式会社クロニクル（平成 25 年大阪証券取引所上場廃止）	394
(2) 株式会社塩見ホールディングス（平成 23 年大阪証券取引所上場廃止）	403
(3) 株式会社エフオーアイ（平成 22 年東京証券取引所上場廃止）	413
(4) 株式会社シニアコミュニケーション（平成 22 年東京証券取引所上場廃止）	420
(5) ニイウスコー株式会社（平成 20 年東京証券取引所上場廃止）	431
(6) 財務諸表を読む 8 手順の有効性	434

第3編	知能犯事件における帳簿捜査以外の捜査について
-----	------------------------

第1章 帳簿捜査と他の捜査手法との連携の重要性 ——— 439

第2章 銀行捜査	441
1 総 説 .....	441
2 銀行実務に関する基礎的な理解と知識が必須であること .....	442
3 銀行のコンピュータ化の変遷について .....	443
4 顧客管理システムについて .....	444
5 対象者管理に係る口座の発見方法 .....	445
6 貸付けに関する捜査 .....	448
7 為替に関する捜査 .....	451
(1) 総 説	451

(2) 手形・小切手の決済	451
(3) 振込決済	455
(4) 外国為替	456
<b>8 貸金庫の検査</b>	<b>457</b>
<b>第3章 物読み</b>	<b>460</b>
1 総 説	460
2 的確な検索・差押えを行うための留意点	460
(1) 的確な検索場所の選定	461
(2) 検索の適切な着手時期の選定	461
(3) 適切な検索班の編成とロジスティクス	461
(4) 「差し押さえるべき物」の適切な記載	462
(5) 「差し押さえるべき物」の発見	465
(6) 立会人について	465
(7) コンピュータ証拠の差押え	466
(8) 押収品目録の作成・交付	467
3 コンピュータ関係証拠分析に関する基礎知識	467
(1) ハードディスクの基礎知識	468
(2) フラッシュメモリの基礎知識	468
(3) ハードディスクの複製とハッシュ値	469
(4) ファイル管理システムの基礎知識	470
(5) ハードディスクの削除データ解析	471
(6) 押収したパソコンや携帯電話のパスワード解除	471
(7) IP（インターネット・プロトコル）アドレスの基礎知識	472
(8) メール・サーバーやインターネット上のデータの取得	474
4 物読みの方法	476
<b>第4章 取調べ</b>	<b>479</b>
1 取調べの在り方全般	479
(1) 取調べの機能と目的	479

(2) 取調べは事案の真相解明にとって重要ではあるが一手段に過ぎないと認識すべきこと	480
(3) 取調べの3段階論	480
(4) 適正・的確な取調べの実践	483
2 財務捜査における取調べ	485
第5章 国際捜査 487	
1 総 説	487
2 国際捜査共助	487
3 国際刑事警察機構 (ICPO-Interpol)	492
4 行政機関相互の情報交換の枠組	492
(1) 資金情報機関 (FIU) 間の情報交換枠組	493
(2) 証券監督者国際機構 (IOSCO)	493
(3) 租税条約	494
(4) 税関相互支援協定 (CMAA)	495
(5) 独占禁止協力協定	495
5 外国公務員汚職	496
第6章 捜査主任官の役割 498	
あとがき	501
事項索引	503
会計指針索引	516
企業名索引	519
著者略歴等	523

# 第1編 基礎編

第1編（基礎編）においては、証憑書類（第1章）、会計帳簿（第2章）、財務諸表（第3章）、有価証券報告書（第4章）について概観し、帳簿や決算書類等の仕組みや作成原則に関する基礎的な知識を身に付け、第2編の財務分析への橋渡しとしたい。

## 第1章

# 証憑書類とは

### 1 証憑書類の意義

「証憑書類」とは、企業や事業者が日常の取引において作成する請求書、見積書、納品書、発注書、領収書、銀行に対する振込依頼書等の書類のことであり、「原始証憑」ともいう。証憑書類の具体例を外部資料か内部資料か、何に関するものかに従って分類すると次のようになる<sup>1)</sup>。

	外部資料	内部資料
主にお金に関するもの	領収証、請求書、レジペーパー、預金通帳、残高証明書、預金利息計算書、借入金返済予定表、担保預り証等	支払証明書、旅費精算書
主に物に関するもの	(受入側) 納品書、見積書、注文書 (払出側) 受領書、検収報告書(控)、物品保管証明書等	商品有高帳、棚卸表、売上日報、工事台帳、受注台帳、製造原価台帳、材料払出指示書、作業指示書、検収確認書
主に人に関するもの	履歴書、健康診断書、健康保険等被保険者資格取得届、退職願、健康保険等被保険者資格喪失届、退職金支給資料等	面接記録、採用条件通知書、出勤簿、タイムカード、賃金台帳、勤務評定
主に契約に関するもの	営業取引契約書、不動産売買契約書、重要事項説明書、工事契約書、銀行取引契約書、債務保証契約書、金銭消費貸借契約書、覚書、念書、差入証、承諾書、申込書等	稟議書、議事録

## 2 証憑書類の完全偽装の困難性

捜査官は、不正会計が行われた場合でも、証憑書類を完全に偽装することは困難であることをまず認識する必要がある。そのことを製品の受注製造販売を例にとって考えてみよう。

企業が取引をすると通常、何らかの証憑書類が作成される。例えば、企業Aが企業Bにある製品を製造してこれを納品するよう注文したとしよう。そうすると、発注に先立って、企業Bでは「見積書」を作成して企業Aに示し、仕様や単価について合意できた場合には、企業Aにおいては「発注書（注文書）」が作成されて企業Bに交付される。企業A、企業B間で売買基本契約が締結されていれば、通常、代金の支払日についても定められているが、基本契約がない場合には、個別に代金や支払日等について合意し、場合によっては書面で契約を締結し、両企業で契約書正本各1通を保存することになる。企業Bにおいては、「受注書（又は注文請書）」が作成されて企業Aに交付される。企業Bにおいて製品が完成した場合には、製品を「納品書」と共に企業Aに送付し、企業Aにおいては検収を行った上、「検収書（又は受領書、物品受領書）」を企業Bに交付する。そして、その前後に企業Bから企業Aに「請求書」が交付され、企業Aが代金を銀行振込する場合には、銀行において「振込依頼書」を作成して振込を依頼し、通常は複写式になっている「振込金受取書」を受領する。企業Bは代金を受領した場合には、「領収証」を企業Aに交付する。

これらは、企業の対外的な側面について作成される証憑書類であるが、企業内においては更にこのような取引に関して色々な証憑書類その他の書類が作成されるのが普通である。例えば、企業Aが当該製品の製造を企業Bに発注するに当たっては、仕入・購買部門において、どのような商品を注文するのが相当かに関する検討書類、商品の仕様や販売見込先・販売価格等に関する検討書類、類似商品との比較検討に関する書類、製造を委託する企業選定

1) 同表は清成からの引用による。なお、検索において差し押さるべき証憑書類という観点については、第3編第3章2(4)記載の「差し押さるべき物」も併せて参照されたい。また、日本公認会計士協会による「不正調査ガイドライン」において収集すべき情報やその主要な情報源について第2編第3章第4節1(2)を参照されたい。

## 第2章

# 会計帳簿に関する基礎知識

### 1 会計帳簿の意義

「会計帳簿」とは、企業の日常の取引や資産の移動状況を記録した帳簿で、後に説明する決算書類<sup>3)</sup>の元となる帳簿である。会計帳簿は、会社法によつても作成を求められ（第2編第5章第2節、会社計算規則）、会社法や商法では帳簿の閉鎖の時から10年間の保存が義務付けられる（会社法432条2項、商法19条3項）。なお、会計帳簿の税法上の保存期間は、原則として7年間とされている<sup>4)</sup>。

### 2 会計帳簿の種類

#### (1) 主要簿

会計帳簿の主要なものは、1つの取引ごとにこれを借方と貸方に仕訳した「仕訳帳」とこれらを各勘定科目ごとにまとめた「総勘定元帳」である。仕訳帳は、取引を行う都度原始記入を行うもの、元帳はこれを勘定科目ごとに転記したものである。仕訳帳と総勘定元帳を合わせて「主要簿」という。仕訳については、いわゆる3伝票制の下では、「入金伝票」「出金伝票」「振替伝票（仕訳伝票）」によって全ての取引の仕訳を行い<sup>5)</sup>、5伝票制の下では、これらに「売上伝票」「仕入伝票」を加える<sup>6)</sup>。同じ仕訳を1枚ずつ伝票に記載するのではなく、取引の順番に従って1枚の用紙に連続して記入してい

3) または「計算書類」。貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等をいう。

4) なお藤繩410頁以下。但し、個人事業者の任意帳簿や証憑書類等の保存期間は5年間である（国税庁「記帳や帳簿等保存・青色申告」（平成27年。[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/01\\_2.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/01_2.htm)））。

くものが「仕訳帳（ジャーナル）」であり、どちらの方法によるものもできる。最近では、伝票や仕訳帳を紙で起票せず、電子帳簿（会計ソフト）で起票する企業も多い。なお、取引の都度、伝票に取引の内容を記帳していく方法を「伝票会計」、取引の都度、仕訳帳に取引の内容を記帳していく方法を「帳簿会計」、紙ベースでの記帳をせずに、取引の都度、コンピュータに取引の内容を記帳して行く方法を「コンピュータ会計」という。コンピュータ会計は、隨時、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、資金繰表等の財務分析に必要な書類を作成することができるため、財務諸表の内容を隨時企業の経営状況の把握や改善・変更に生かすという「管理会計」に役立つ会計手法である。

## （2）補助簿

「補助簿」とは、複式簿記の機構上必須ではないが、企業の管理目的に応じて作成される帳簿であり、取引の都度原始記入を行う「補助記入帳」と、転記簿に相当する「補助元帳」からなる。

補助記入帳に該当するものとしては、現金出納帳、当座預金出納帳、小口現金出納帳、売上帳、仕入帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳等がある。

補助元帳に該当するものとしては、売掛金元帳（得意先元帳）、買掛金元帳（仕入先元帳）、商品有高帳、材料有高元帳（材料元帳）、積送品元帳等がある。

## 3 仕訳について

上で、「借方」「貸方」という言葉が出てきたが、この言葉自体には余り深い意味はなく<sup>7)</sup>、単純に、「1つの取引は必ず二面性を有し、左側（借方）

5) 振替伝票は、左方に借方の仕訳、右側に貸方の仕訳（その意味については後述3参照）を記入することで仕訳を行うものであり、借方が現金であるもの（現金入金を意味する。）が入金伝票、貸方が現金であるもの（現金出金を意味する。）が出金伝票である。入金伝票及び出金伝票については、このように借方又は貸方が現金であることがタイトルから明らかであるため、反対科目及びその金額のみを記入する様式になっているものも多い。また、実務上は、入金伝票と出金伝票というタイトルの付されている伝票用紙を使用せず、全ての仕訳を振替伝票で行っている企業も多く、この場合、振替伝票を押収すれば全ての伝票を押収したことになる。

6) なお、「入庫伝票」「出庫伝票」「納品伝票」「配送伝票」等は「伝票」との名称は付いているが、これらは証憑書類であって会計帳簿としての伝票ではない。但し、入庫伝票が仕入伝票、出庫伝票が売上伝票と複写式になっていることもあり、この場合には複写部分が5伝票の1つを構成していることになる。

## 第3章

# 財務諸表とは

「財務諸表」は、企業の一定期間の経営実績や一定時点の財産の状況を数字により明らかにするための書類である。貸借対照表及び損益計算書を中心とし、キャッシュフロー計算書及び株主資本等変動計算書を加える。「決算書類」「計算書類」とほぼ同義に用いられる<sup>41)</sup>。財務諸表は、①会社法に基づく株主総会への決算報告、②金融商品取引法に基づく内閣総理大臣への有価証券届出書の提出<sup>42)</sup>、③法人税法や所得税法に基づく税務署長への報告等の目的で作成される。貸借対照表は、企業の一定時点における資産・負債・純資産（資本）の状況を示すもの、損益計算書は、企業の一定期間における収入・支出及び利益の状況を示すものである。また、近時では、貸借対照表や損益計算書を現金（キャッシュ）の動きから分析したキャッシュフロー計算書の重要性が増している<sup>43)</sup>。

41) 会社法 951 条は、「財務諸表等」を財産目録、貸借対照表、損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書とし、金融商品取引法 79 条の 70 は「財務諸表等」を貸借対照表、損益計算書、財産目録、事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書とし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 1 条 1 項は、「財務諸表」を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに附属明細表と定義している。また、会社法 435 条及び同法施行規則 2 条 3 項 10 号は、「計算書類」を貸借対照表、損益計算書とし、同規則 2 条 3 項 11 号は、「計算関係書類」を貸借対照表、損益計算書、附属明細書、臨時計算書類、連結計算書類としている。なお、会社法や金融商品取引法は「決算書類」の用語は用いていないが、この言葉は事実上、「財務諸表」や「計算書類」とほぼ同義に用いられている。

42) なお、提出窓口は本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長となる（企業内容の開示に関する内閣府令 20 条）。

43) 財務諸表とキャッシュフロー計算書について古川 199 頁以下。

## 第1節 貸借対照表

### 1 資産の部

貸借対照表とは、企業の一定時点における資産、負債、純資産（資本）の状況を表示する財務諸表の一つである。貸借対照表の借方（左側）には「資産の部」があり、流動資産、固定資産、繰延資産を流動性の高いものから配列してその金額を記載している（流動配列法）。

例えば、流動資産としては、現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸商品、前払費用、貸付金、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金（但し資産の減算要素）等があり、固定資産としては、土地、建物、工具、器具・備品、建設仮勘定、ソフトウェア、のれん、無体財産権、投資その他資産等があり、繰延資産としては、創立費、開業費、開発費等がある。

後に各勘定科目分析や経営指標分析の項目でも述べるが、企業会計上「資産」が持つ意味は、我々が通常「資産」について抱くイメージとは異なる。

我々個人にとって「資産」と言えば、現に持っている現金、預金、衣類、家具、電化製品、不動産などをいい、資産は多ければ多いほどよい（すなわち金持ち）、負債は少なければ少ないほどよい、と考えがちである。しかし、企業にとって「資産」とは将来収益を生む価値を有するものという意味であり、かつ、将来「費用化」されるものが多いことから、資産が多いことは必ずしもその企業の経営状況が健全であることを意味しないのである。

すなわち、企業は収益・利益の獲得をその究極の目的としている。そして、企業にとって「資産」とは、金を稼ぐための手段に過ぎない。例えば、1000万円の出資を受けて会社を設立した段階では、貸借対照表は、

現金 10,000,000 / 資本金 10,000,000

となり、負債はなく、資産は全て現金という状態で、一見超優良企業のようであるが、このままであれば、この会社は何も利益を生み出さない。企業は、手元の資金を事務所の賃借、工場や機械の設置、従業員の雇用、商品・原材料の仕入等に投資し、商品、製品やサービスを販売して収益を上げなければ

なお、上記のような配列法には別の意味もある。

売上から差し引く費用とその主要な受取人を考えてみると、

1. 売上原価・製造原価 → 仕入先
2. 販売費及び一般管理費 → 従業員
3. 支払金利 → 銀行
4. 税金 → 国・地方公共団体
5. 役員報酬 → 経営者
6. 利益 → 株主

となる。一般的には、会社は株主の所有に属すると言われるが、株主の利益配分は一番最後となる。それは、上のような順序で支払の順番が下がるほどリスクが大きく、かつ、それだけ先順位の費用受領者をコントロールする権限を強く与える必要があるからである<sup>60)</sup>。

## 2 捜査上のポイント

---

利益を過少に見せかけて脱税しようとする企業は、売上高や在庫を過少に計上したり、費用・損失を過大に計上したりして利益を操作しようとする。これに対して、利益を過大に見せかけて粉飾しようとする企業は、売上高や在庫を過大に計上したり、費用・損失を過少に計上したりする。その中には、全く架空の収益や費用・損失を計上するものもあれば、発生主義又は実現主義の観点からはまだ認識すべきでない収益や費用・損失を前倒しして計上したり、実際よりも先送りして翌期に計上したりするものもある。本来は貸借対照表の勘定科目に計上すべき取引や経済事象を損益計算書に記載して利益操作を行うこともある（翌期以降に収益計上すべきものとして当期は負債として計上される前受収益を当期の売上に計上する等）。また、同額の税引前当期純利益（又は最終損益）を計上するにしても、企業経営者としては、可能な限りこれが本業によって得られたものと見せたいものである。そこで企業としては、上記計算式のうち、収益についてはなるべく上方で、費用や損失についてはできるだけ下方で計上したい<sup>61)</sup>というインセンティブが働き

60) 山口 40~41 頁、GMI 17 頁。なお、このような見方に留保をつけるものとして、井手・高橋 53 頁以下。

がちであることにも留意を要する。

なお、捜査官としては、以上のような利益操作は、必ずしも違法な手段によるとは限らず、企業会計原則上認められている範囲内で合法的に収益や費用を操作する裁量が企業にはかなり広範に与えられていることにも留意を要する<sup>62)</sup>。この観点からは、当該企業が採用している会計方針、棚卸資産や有価証券を含む資産の評価方法、貸倒引当金等を含む負債の評価方法、及びこれらの会計方針を採用・変更した経緯等に着目しなければならない。

損益計算書の勘定科目分析については、第2編第2章第4～7節で取り上げる。

### 第3節 キャッシュフロー計算書

以上に述べた貸借対照表や損益計算書は、必ずしも現実の現金の動きに基づいて作成されたものではない。例えば、商品・製品を売買契約に基づいて買主に引き渡せば、その時点で代金が現金で回収できていなくとも「売上」が立って収益が計上される。売れ筋でない製品を作り続けて不良在庫が積み上がり、仕入コストや製造コストの支払のために資金が流出しても、このような仕入コストや製造コストは棚卸資産の製造原価として計上されるから、財務諸表上は貸借が釣り合い、損失が出たようには計上されない<sup>63)</sup>。更に、商品や原材料を仕入れても、代金の支払を先延ばしすることができれば、「仕入」は立って費用や負債が計上されていても、現金は流出していない。

上記のような事象は、発生主義（収益については実現主義）に基づく複式簿記の特性からやむを得ないことなのであるが、反面、実際に現金ベースでその企業が儲かっているのかどうかを分析する必要を生じさせる。このよ

61) つまり、営業外収益や特別利益を売上として計上したい、売上原価を販売費及び一般管理費や営業外費用として計上したい、販売費及び一般管理費を営業外費用や特別損失として計上したい、営業外費用を特別損失として計上したい、という意味である。

62) 須田他 19 頁以下は「経理自由の原則」について言及する。また勝間 12 頁以下。

63) 棚卸資産の陳腐化、品質低下等によりその評価額が低下した場合には、「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号）」に基づき、当期に評価損を計上しなければならないが、そのことは別論する（第2編第2章第1節 A 6(1)）。

## 第2編 財務分析

本編では、いよいよ財務分析に入っていきたいと思う。

第2編は3章からなる。

第1章（財務分析の基本的視点）においては、疑問を持つこと、帳簿の内容面及び形式面に着目すること、5W1Hに着目すること、突合分析に触れる。

第2章（勘定科目分析）においては、資産、負債、純資産、売上高、売上・製造原価、販売費及び一般管理費、営業外収益・費用、特別損益に属する各勘定科目について、その意義や不正会計に使用される場合の手口、不正会計発見のポイント、不正会計事例について触れる。不正会計事例の紹介に当たっては、不正会計を行うに至った経緯、不正の具体的手口等についても煩瑣を厭わず記載する。読者の方々は、一口に不正会計といってもそれが如何に手の込んだものであるか、不正会計を行う動機がどのようなものであるかを知るであろう。

第3章（決算書の分析）においては、財務検査を有効かつ効率的に進めるまでの有益な経営分析手法（第1節）、キャッシュフロー分析手法（第2節）、内部統制システムの検討（第3節）、会計監査手法（第4節）、企業評価手法（第5節）について説明する。そして、第6節においては、このような経営分析手法を実際に不正会計を行っていた企業に適用した場合に、不正会計の糸口や検査のポイントを正しく発見できるのかについて検証してみることとしたい。

## 第1章

# 財務分析の基本的視点

### 第1節 疑問を持つこと

捜査において「疑問を持つこと」は捜査官にとって最も基本的な態度である。疑問を心に抱かずに証拠物を見たり、供述を聞いたりしても、眞実に迫ることはできない。他方で、どのような証拠や供述も全て疑ってその信用性を否定するような態度であっても、眞実に迫ることはできない。「疑問を持つ」ことは大切であるが、それは、「疑うために疑う」ことであってはならない。

では、捜査官として、どのような心構えで証拠や供述に接すればよいのであろうか。私は、心を空虚にして、予断・偏見なく証拠や供述の内容を検討する過程において、不自然な点や疑問点が自然に心に浮かぶということが理想であると思う。「不自然な点や疑問点を自然に感じ取れる」能力と言ってもよいかもしれない。もとより、このような能力を初めから備えている捜査官がいるわけではなく、日々のたゆまぬ努力によってこのような実力は培われるものと思う。また、このような実力を養うには、帳簿や証憑書類の記載を理屈で検討するよりも、目の前の帳簿や証憑書類は対象会社の役職員が実際に作成に関与したものであることを念頭に置き、誰が、いつ、どこで、どうしてこのような記帳や証憑作成をしたのかを具体的なイメージとして映像化しつつ検討していくことが有効であると思う<sup>75)</sup>。

そして、財務捜査においては、日々の帳簿記入から年に1回の決算書作成に至るまで、「通常の会計方法」を知っておくことは、問題となっている会

計方法が不自然なものであると気付く一つの有力な手法と思う。そのためにも、捜査官としては、帳簿のシステムや標準的な付け方、標準的な取引形態、経営者や経理担当者が不正会計を行う場合にどのような手法をとることが多く、それがどのような不自然な数字となって会計帳簿や財務諸表に現れることが多いのかについて知識を深めておくことが有益である。また、経済、各種業界、企業経営等に興味を持ち、普段から関連する書籍を読んだり、経済・業界新聞を読んでおくことも推奨に値する。そして、このような事柄に明るければ、実際に帳簿を分析するに当たっても、不自然な記入や取引に気付くことができ、また、そのような記入がなされた理由も大方推測することができるようになる。本書は、帳簿分析や経営分析の観点から、そのような手掛かりに気付くための技術・知識を習得することを目的とすると言ってもよかろう。

---

## 第2節 帳簿の内容面だけではなく形式面にも着目すること

---

帳簿や証憑書類については、その内容面について分析するのみならず、形式面についても精査することが重要である。そのことを請求書・領収証を例にとって説明しよう。

証憑書類の中でも、請求書・領収証は最も不正が多い書類の一つである。何故ならば、領収証は、金を支払ったことを直接証明する書類であり、その内容が真実であると認められれば、法人税や所得税の計算上、これを損金や必要経費として益金や収入から差し引くことが可能になるからである。

例として、実際に不正会計に用いられたものを適宜改変した次の請求書・領収書を見て、疑問点をできるだけ多く指摘していただきたい。

---

75) なお、川村 348 頁には、「専門職的懷疑心」、すなわち、猜疑心や性悪説の立場から相手の人間性を疑うのではなく、専門職として常に「何故なのか」「本当にこれでよいのか」「何かおかしいのではないか」という疑問の姿勢で事実の確認に当たることの重要性が指摘されている。

## 第3節 5W1Hに着目すること

あらゆる犯罪捜査と同様に、財務捜査においても、5W1Hに着目することは常に必要であると共に、極めて有益である。具体的に見ていく。

### 第1 だれが（Who）？

#### 1 財務捜査において「誰が」を分析する意味

財務捜査は、一般的には、会社という組織やその関係者を舞台とする犯罪であり、しかも、組織犯罪事件とは異なり、会社組織は、基本的には適法な営利を目的とする企業で、その組織に属する役員や社員は、普段は犯罪とは無縁の日常生活を送っている一般人であることが普通である。

会社犯罪は単独犯によっても犯され得る。しかし、およそ企業は、社員による不正や犯罪を防止・検知する仕組みを持っているはずであるから（例えば茂木15頁以下）、一社員（役員）が他の誰にも気付かれることなく、犯罪を遂行することは容易なことではない。特に、社員による犯罪が多数回にわたって行われ、長期間にわたって発覚しなかった場合（そして、犯罪捜査の対象となる事件においては、むしろ、このような事件の方が普通である。）、被疑者は、会社の決裁・経理・文書・監査等の仕組みやその現実の運用を熟知し、その抜け穴をかいくぐって巧妙に犯罪を実行していることが多い。そのような場合、不正が発覚するのは、例えば、上司が交代して不自然な経理に気付いたためであったり、これ以上不正を隠せないほど金額が多額になつたためであったり、監査や税務調査が行われたためであったりすることも多い。

会社内部においては単独犯であっても、外部に犯罪遂行に協力する共犯者がいる事件も多い。自己や担当部署の業績を良好に見せるための架空売上計上事案や、架空外注費の支払をめぐる詐欺・横領事案等においては、取引先等の外部協力者が存在し、犯罪収益を分け合っていることが多いのである。

これに対して、経営トップの意向により組織的に不正会計がなされること

- 字画構成、運筆方向に着目すること
- 誤字、欠画、誤用、特異な文字、文字の傾斜、字画の接合や連続に着目すること
- 上記着目点に一貫性がない場合には<sup>とうかい</sup>韜晦筆跡（作為の筆跡）が疑われる
- 不自然な筆跡としては、加筆、加変、筆継ぎ、ふるえ、渋滞があること
- 筆跡は一定の範囲内で個人内変動を伴うこと

#### (4) 証憑書類の作成者・決裁者の検討

証憑書類の作成者や決裁者も重要な意味を持つことが多い。本来、営業部門で起票されるべき伝票が経理部門や総務部門で起票されている場合、それはどのような意味を持つのか。伝票に押捺された決裁印が本来は営業担当者、営業課長、経理担当者、経理課長であるべきなのに、営業課長と経理課長の決裁印しかない場合、それはどのような意味を持つのか。このような些細とも思えることに気付き、問題意識を持ってその理由を探求することができるかどうかが検査が成功するか否かの分かれ道となることがある。「神は細部に宿る（God is in the details.）」との格言を忘れてはならない。

#### (5) 取調べ

犯罪の指示者、実行行為者その他関与者の特定に当たって取調べが極めて重要なことは、財務検査においても同様である。取調べについては第3編第4章で述べることしたい。

## 第2 いつ (When) ?

財務検査で「いつ」を考えるときにはいくつかの視点がある。

第1の視点は、今期不正を発見していたときの考え方である。上述した通り、帳簿操作は、計画的かつ巧妙に行われるだけではなく、組織的に行われることも多い。そして、1回不正会計を行った場合でも、その影響は期を跨いで次の期に繰り越されることが普通である。そして、翌期には不正会計の額がより大きくなっていることも珍しくない。

1000万円の架空売上を計上する例を取り上げてみよう。架空売上計上の

第2に、本支店間や関連会社間の「未達取引」が不正会計に用いられることがあるからである。「未達取引」というのは、ある取引や経済事象に関連する2当事者間の一方では一定の会計処理を行っているのに、もう一方の当事者においてはこれに対応する会計処理が行われていないことをいう。更に、親会社が子会社に向けて商品を出荷した場合に、親会社においては出荷基準に基づいて売上を計上しているのに、子会社においてはこの商品が到着していないために仕入が計上されていないような場合である。

第3に、捜索場所や差し押さるべき物を適切に選定するためである。経理部門だけではなく、財務部門、総務部門、経営企画部門、秘書室、支店、現場事務所や関連会社等も的確に捜索差押えの対象としなければならない。弁護士、税理士、公認会計士、経営コンサルタント、反社会的勢力、親族、愛人等の関連場所も必要に応じて捜索差押えの対象とすべきこともまた明らかであろう。

#### 第4 なぜ (Why) ?

捜査官は、「何故」と5回問うべきである。これは犯罪捜査全般にいえることであるが、財務捜査にも等しく当てはまる。

捜査官は、「利益額を粉飾するために1000万円の架空売上を計上したのです。」という説明に満足してはならない。

何故利益額を粉飾する必要があったのか。銀行融資を受けるためか、株価を維持するためか。銀行融資を受ける必要があったとして、その目的は何か。資金繰りか、設備投資か、幹部がその地位や報酬を維持するためか、詐欺・横領・窃盗等の犯罪の隠蔽を図るためか、その他の目的があったのか。この架空売上を計上しなければならない必要があったのか。あったとして、実際に架空売上を計上したことによってその目的を達成したのか。

何故、架空売上の計上という違法な手段によったのか。合法的で裁量的な利益計上手段は尽くされていたのか。また、架空売上という手段によらないで、例えば、経費の過少計上や在庫の水増しという方法を探らなかつたのは何故か。営業利益に影響を与えない営業外損益や特別損益による利益操作を行わなかつたのは何故か。この方法が露見すると思わなかつたのか。思った

## 第4節 突合分析

上記で分析したように、企業がある取引をした場合、その取引は様々な観点から企業の帳簿や伝票に記入され、また、商品や原材料の在庫や現金の有高、得意先や仕入先との関係に影響を与える。

例えば、得意先から製品の注文を受けた場合には、一般的には、

- 顧客から「注文書」が送られてくる。これに先立って、顧客に「見積書」を送付することもある。注文を受けたら、その確認のために「注文請求書」を送付することもある。契約書を作成して契約を締結することもある。このような顧客対応は、営業部門において行われることが多いであろうが、見積額を算出するに当たっては、製造部門への積算依頼、倉庫部門に対する原材料の在庫・納期確認等がなされることも多いであろうし、経理・財務部門との関係では、得意先に対する与信枠との関係で、いくらを現金で受け取り、いくらを売掛金とするかについて決裁がなされることもある。ある程度の金額の契約になれば、契約段階で役員や社長までの決裁も必要となろう。
- 営業部門において受領した注文書について営業部門で受注伝票を作成して複写部分が倉庫部門や経理部門に送付される。また、販売管理システムに得意先、商品、数量等が入力され、注文書もファイルに編綴される。
- 経理部門において、得意先から入金があったことを確認の上、「出荷指示書」「納品書」「物品受領書」が倉庫部門に送られる。
- 倉庫部門においては、出荷指示書を受領し、出荷日に商品を配送すると共に、納品書・物品受領書を営業部門に回す。
- 営業部門では、倉庫部門から納品書・物品受領書を受領した後、売上伝票に必要なデータを入力し、これを経理部門に回すと共に、納品書を顧客に交付し、物品受領書に顧客から記名捺印をもらって持ち帰り保管する。
- 経理部門においては、得意先からの入金については、経理部において

## 第2章

# 勘定科目分析

勘定科目分析は、企業の会計処理や取引の正当性を分析する上で最も中心的な部分であり、かつ、会計知識や財務検査の経験が問われる分野である。本章では、貸借対照表、損益計算書の配列に従って、各勘定科目について検査上着目すべき留意点について具体的に述べていくこととした。また、併せて、各勘定科目ごとに、過去に実際に発生した不正会計事例を企業の調査報告書等から拾って紹介することとした<sup>103)</sup>。

---

### 第1節 資産科目

---

貸借対照表では、資産や負債は流動性の高いものから順に記載する（流動配列法）。「流動性が高い」とは、資産であれば換金が容易であること又は回収までの期間が短いことをいい、負債であれば支払までの期間が短いことをいう。

#### A 流動資産

流動資産とは、企業が正常な営業循環過程において保有する資産及び通常1年以内に現金化・費用化できる資産をいう<sup>104)</sup>。会社計算規則74条では、

103) なお、これら事例の中には刑事事件に発展し、筆者もその検査に関与したものもあるが、本書では、検査の過程で知り得た情報は一切含まれていないことを申し添える。

104) 資産とその分類については、大野他 110 頁以下。

流動資産として、現金及び預金、受取手形、売掛金、通常の取引に基づいて発生した所有権移転ファイナンス・リース債権<sup>105)</sup> や所有権移転外ファイナンス・リース投資資産、売買目的有価証券、1年以内に満期の到来する有価証券、商品（販売目的不動産を含む。）、製品、半製品、原材料、仕掛品・半成工事、消耗品、前渡金、1年以内に費用となる前払費用、未収収益等を挙げている。

## 1 現 金

### (1) 総 説

現金勘定は、現金による入出金に関する仕訳をする勘定科目であり、企業によっては、預金と共に「現預金」とされることもある。現金に関する補助簿（補助記入帳）としては、現金出納帳、小口現金出納帳がある。現金出納帳は、通常、次のように記入する。

月日	摘要	預入	引出	残高
10/1	前月繰越	56,511		56,111
10/2	交通費支払		1,250	54,861
10/3	文具購入		15,000	39,861
10/4	新聞代支払		8,560	31,301
10/5	現金補充	50,000		81,301

現金に関する主な仕訳を第1編第2章3で述べた例を用いて説明すると次のようになる。

- 商品を現金で販売した。

現金 1,000 / 売上 1,000

- 売掛金を現金で回収した。

現金 1,000 / 売掛金 1,000

105) ファイナンス・リースとは、リースの経済的機能や効果に着目して、これを賃貸借としてではなく、金融ないし割賦販売とみなして会計処理するものである（大野他150頁）。ファイナンス・リースは、①リース期間後、無償又は名目的価額の支払によって借り手に所有権が移転し、売買取引による会計処理を認められる「所有権移転ファイナンス・リース」と②それ以外のファイナンス・リースで、売買取引に準じた会計処理を認められる「所有権移転外ファイナンス・リース」に分かれる。詳しくは第2編第2章第1節A 3(3)エ参照。

## 2 預 金

### (1) 総 説

預金の種類としては、

- ① 普通預金：預入や払戻しが自由にできる要求払預金であり、法律的には返還の時期の定めのない消費寄託契約に該当する（松本75頁以下）。
- ② 廉蓄預金：貯蓄性を高めた普通預金（松本78頁以下）
- ③ 通知預金：一定以上の金額を預け入れ、一定の据え置き期間が経過した後に払戻しが可能となる預金（松本79頁以下）
- ④ 定期預金：あらかじめ期間を定めて預け入れ、その期間が到来するまで預金者は銀行に払戻し請求ができない預金（松本80頁以下）
- ⑤ 当座預金：当座勘定に入金された預金で、主として銀行と当座勘定取引契約を締結した者がその銀行を支払場所に指定して振り出した約束手形や引受けた為替手形及びその銀行を支払人として振り出した小切手の支払資金を預け入れる預金（松本102頁以下）
- ⑥ 譲渡性預金（CD）：通常の指名債権と同様に譲渡可能な預金（松本86頁以下）
- ⑦ 外貨預金：外国通貨建ての預金（松本87頁以下）<sup>110)</sup>
- ⑧ 別段預金：雑預金とも呼ばれ、預金、融資、為替、証券、代理事務等諸種の銀行業務に付随して生じる未決済、未整理の一時的な保管金や預り金で、他の預金種目として取り扱うことが適当でないもの等の勘定処理をするために用いられる預金（松本88頁以下）

等がある（なお小切手は令和8年度末までに電子記録債権に移行予定）<sup>111)</sup>。

小切手の書式について、全国銀行業協会のホームページ「手形・小切手の振出」<sup>112)</sup>から引用する。

110) なお、外貨建取引については、日本公認会計士協会から「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（会計制度委員会報告第4号）」（平成8年・最終改正平成26年。[http://www.hpjcpa.or.jp/specialized\\_field/files/2-114-2-20141120.pdf](http://www.hpjcpa.or.jp/specialized_field/files/2-114-2-20141120.pdf)）が公表されている。

111) このほか、普通預金取引、定期預金取引、保護預かり取引、当座貸越取引等がセットとなった「総合口座取引」もある。

112) [http://www.zenginkyo.or.jp/education/free\\_publication/pamph/details/pamph\\_04/animal03.pdf](http://www.zenginkyo.or.jp/education/free_publication/pamph/details/pamph_04/animal03.pdf)

平成27年5月に公表された北越紀州製紙株式会社の連結子会社に関する調査委員会の調査報告書<sup>122)</sup>には、①同連結子会社の総務部長が同社名義で締結されていた銀行との当座貸越契約を利用して、不正に小切手を振り出し、現金に換金することなどにより15年間にわたり25億円を着服していたこと、②着服金の穴を埋めるため、架空の商品在庫や前払費用を計上していたほか、借入を簿外にするなどして、着服金の隠蔽を図っていたこと、③銀行残高証明書の偽造、商品受払表等の補助簿の改竄、不正な仕訳伝票の入力、偽造決算書の銀行提出などにより税務調査や内部・外部監査による発覚を免れていたこと、④着服金は、主にギャンブル、株取引、遊興費等に費消していたこと等が記載されている。

### 3 売掛金

#### (1) 総 説

売掛金は、商業にあっては商品の販売、製造業にあっては製品の販売、サービス業にあってはサービスの提供による売上の全部又は一部を代金後払いの掛けで行い、後日代金を徴収する場合の売掛債権の管理をする勘定科目である。そのため本項においては売上についても必要な範囲で触れる。

当該企業にとって本業たる商品・製品以外の財やサービスを販売して代金が未収の場合には、「売掛金」ではなく「未収金」勘定が用いられ、中でも、未収家賃、未収利息等のように、一定の契約に従い、継続して役務の提供をする場合で、既に提供した役務に対して未だその対価の支払を受けていない場合には「未収収益」勘定が用いられる。また、売上代金の支払のために手形を受領した場合には「受取手形」勘定を用いる<sup>123)</sup>。

売掛金に関する主な仕訳は、次のとおりである。

- 代金の一部を現金で、残額を売掛金で商品を販売した。

現金	300,000	/ 売上	1,000,000
売掛金	700,000		

122) [http://www.hokuetu-kishu.jp/pdf/OSIRASE/20150528\\_release03.pdf](http://www.hokuetu-kishu.jp/pdf/OSIRASE/20150528_release03.pdf)

123) なお、費用も、同様の基準に従い、「買掛金」「未払金」「未払費用」「支払手形」に分けられる。

- 営業・投資・財務の各キャッシュフローの金額及びその経年変化
- 売上高・売掛金と仕入高・買掛金の月次別変動状況
- 売掛金に対する貸倒引当金の設定割合及びその経年変化
- これらの数値の業界内平均値、同種同規模他社との比較

### (3) 不正会計に用いられやすい取引

#### ア 押し込み販売・売上戻り

押し込み販売とは、製造業者や卸売業者が、得意先の卸売業者や小売業者が必要としているよりも多い製品・商品を無理に販売して売上実績を上げようとする販売方法である。このような販売方法が独占禁止法の規定する優越的地位を濫用した不公正な取引方法（同法2条9項5号、19条）や下請代金支払遅延等防止法（4条）等に抵触するのではないかという法的な問題や、押し込み販売をしなければ商品が売れないという経営上の問題はさておき、押し込み販売であっても、売上や売掛金の計上が実体のあるものであるならば、これを帳簿に計上することに会計上の問題はない。しかし、期末に押し込み販売をして、翌期初にその返品を受けるという「売上戻り」がある場合には、前期の売上や売掛金を過大に計上した不正会計にほかならない<sup>127)</sup>。なお、本来「売上戻り」というのは、製品の品違い、損傷、品質不良などのための返品を処理するための勘定科目である。

また、「売上戻り」という形をとらなくても、押し込み販売をした上、  
 ①売掛金の回収期間を延ばして支払を相当期間猶予したり減額したりする、  
 ②得意先に売掛金弁済のための資金を公表帳簿上で融資したり、または裏で貸し付けたりして、この売掛金について貸倒引当金や貸倒損失を計上することを回避する等の方法により不正会計がなされることもある。

売上戻り（返品）があった場合には、次の2つの仕訳方法がある。

- ① 純額主義：売上を直接減額するものであり、掛売りの反対仕訳で処理する。

売上 100,000 / 売掛金 100,000

127) 商品を移動させる手間やコストを省くため、証憑書類上は商品の移動があったように仮装し、実際の商品の移動が伴わないこともある。

2社からバックリベート 2900万円を振り込ませて受領していたこと、②その際、同清掃業者と共に謀して実体のない作業を捏造して会社に請求書を提出させ、正当な作業経費として振込処理をさせていたこと等が記載されている。

また、家電製品や携帯電話販売のように、販売促進のためのリベート支払が重要な役割を占める取引においては、リベートを不正操作することによる粉飾事例も見られる。

例えば、平成24年3月に公表された株式会社ストリーム（パソコン通販・家電通販を中心としたネット通販会社）に関する第三者調査委員会報告書<sup>136)</sup>には、①同社の専務取締役が仕入先A社からの仕入りベートの金額を水増しして売上総利益を増加させたこと（なお翌期には水増ししたリベートを取り崩していた。）、②収益や仕入に関わる計上方法の違いや計上時期の違いによって発生する買掛金の違算を利用して利益操作を行っていたこと、③リベートの水増しは、日次処理の中で計上されるリベートと月次処理の中で計上されるリベートの2種類のリベートがあることをを利用して行わっていたこと、④そして、その発覚を免れるために、月次計上項目の水増しと同時に、日次計上項目を同額減額することにより、総括表上の月間リベート金額合計が外部からの請求書と一致するよう仕組んでいたこと、⑤監査法人監査による発覚を免れるため、取引先との取引条件の変更（取引の締日を月末から月の途中に変更したこと）や取引先からの請求データの存在を意図的に伝えなかったこと、⑥架空のリベートにより粉飾された売上額は2億円以上に上る期もあったこと等が記載されている。

### 工 セール・アンド・リースバック取引

セール・アンド・リースバック（sale and lease back）取引というのは、所有資産を売却後も引き続き使用しようとするA社が、この資産をB社に譲渡して売却代金を受領すると共に、B社から当該資産のリースを受けてリース料を支払いつつ、これを引き続き使用することを約する取引をいうが、金融業務においては、これよりも狭義に使われることに注意を要する。

135) <http://www.hamakyorex.co.jp/news/20130726/upload/20130726.pdf>

136) <http://ke.kabupro.jp/tsp/20120319/140120120319097175.pdf>

#### (4) 売掛金・売上に関する主要な不正会計手法

##### ア 循環取引

循環取引とは、商品の仕入・転売関係にある数社が結託して行う架空順次転売取引で、A社→B社→C社→D社→A社と商品を転売し、その売買価格を順次吊り上げ、各社がその転売について売上や利益を計上するものである。しかし、商品が、製造業者→卸売業者→小売業者→ユーザーと流れていく通常の「商流取引」と異なり、循環取引においては、結局商品はA社又はB社以降の会社が高値で引き取ることになるのであって、売上も利益も架空のものに過ぎない。また、このような架空取引のためにわざわざ商品を実際に発送するのも経費がかかるから、これらの取引は帳簿・伝票上のみでなされ、商品の移動を伴わないことが多い。循環取引により売上や利益を水増しすると、高値で転売されて戻ってきた商品を仕入れなければならない上、次期以降、この架空の業績を前提に更に売上や利益を計上していかなければならぬため、粉飾額が雪だるま式に膨らみ破綻に至ることが多い。

例えば、平成22年8月に公表されたメルシャン株式会社の第三者委員会の中間報告書<sup>150)</sup>においては、同社の水産飼料事業部において、循環取引によって5期にわたり合計52億円の売上が架空計上されていたことが記載されている。同報告書によると、循環取引の構図は、次頁のようなものであった。

---

150) <http://ke.kabupro.jp/tsp/20100812/140120100812091073.pdf>

資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号）」によって、通常の販売・製造目的で保有する棚卸資産<sup>248)</sup>は原則として時価（正味売却価額）で評価され、また、商品評価損は売上原価として計上されることとなった<sup>249)</sup>。

商品評価損の仕訳は次のように行う。

商品評価損 10,000 / 繰越商品 10,000

## (2) 棚卸資産に関する検査のポイント

棚卸資産は、脱税や粉飾において不正会計に最も利用されやすい科目の一つであり、検査官としては十分な留意が必要である。その理由をいくつか見ていく。

理由の第1は、棚卸資産の金額は、当期の利益額に直接的な影響を与えるからである。上述したとおり、売上総利益（粗利益）は、売上高から売上原価を差し引いた金額として求められる。そして、上述したとおり、販売業における売上原価は、基本的には、

$$\text{当期売上原価} = \text{期首棚卸高} + \text{当期仕入高} - \text{期末棚卸高}$$

によって求められ、製造業においても基本的には製造原価は同様の方法で計算される（棚卸計算法）。よって、期末棚卸資産が大きいということはそれだけ売上原価や製造原価が小さくなることを意味するから、損益計算書上の利益は大きくなることになる。

理由の第2は、棚卸資産の金額が通常多額であり、会計不正操作の効果が大きいからである。例えば、最新の大企業の有価証券報告書によると、在庫をとことんまで削減することで有名なトヨタ自動車株式会社<sup>250)</sup>においても棚卸資産額は2.1兆円に及び、流動資産の12%を占める。株式会社三越伊勢丹ホールディングス<sup>251)</sup>においては、棚卸資産額は661億円で、流動資産の21%を占め、ユニクロを展開する株式会社ファーストリテイリング<sup>252)</sup>にお

248) なお、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。

249) 但し、評価減が臨時かつ巨額の場合には特別損失として処理する。なお、国際財務報告基準における棚卸資産の処理について、あざさ413頁以下、西野517頁以下。法人税法と棚卸資産の評価について渡辺淑243頁以下。

250) <http://cdn.ullet.com/edinet/pdf/S10041OZ.pdf>

251) <http://cdn.ullet.com/edinet/pdf/S1003X0L.pdf>

252) <http://www.nikkei.com/markets/ir/irftp/data/tdnr/tdnetg3/20150108/92mgy9/140120150108003217.pdf>

## 8 貸付金

### (1) 総 説

貸付金は、企業が行う金銭貸付けを処理する勘定科目である。1年以内に返済期限が到来するものを「短期貸付金」、返済期限が1年を超えるものを「長期貸付金」として処理する。また、役員や従業員に対する貸付けを特に「役員貸付金」や「従業員貸付金」勘定を用いて処理することもある。担保として手形を徴求したときには、「手形貸付金」として処理する。貸付金やその他債権の回収に懸念が生じた場合には「貸倒引当金」を計上し、実際に貸倒れとなった場合には、「貸倒損失」を計上する。貸倒引当金や貸倒損失については後述する（第2編第2章第1節A11参照）。

貸付金に関する主な仕訳は、次のとおりである。

- 100万円の貸付けを行った。

貸付金 1,000,000 / 現金 1,000,000

- 貸付金の返済を受けた。

現金 1,050,000 / 貸付金 1,000,000  
受取利息 50,000

- 手形貸付を行った。

手形貸付金 1,000,000 / 現金 950,000  
受取利息 50,000

- 貸付金に対して5%の貸倒引当金を見積もった。

貸倒引当金繰入 50,000 / 貸倒引当金 50,000

- 貸付金が貸倒れとなった。

貸倒引当金 50,000 / 貸付金 1,000,000  
貸倒損失 950,000

- 貸倒処理した貸付金が一部回収できた。

現金 500,000 / 債却債権取立益 500,000

### (2) 貸付金に関する検査のポイント

貸付金は、会社から直接現金を流出させる手段であるにもかかわらず、貸借対照表上は、資産の増減が釣り合っているだけで総資産が減少しないとい

れたこと、③これらの貸付けについては、取締役会議事録等で会社の事業目的に照らして合理的かどうかや回収可能性について検討を行ったことが窺えないが、共に回収困難となっていること等が記載されている。

平成27年1月に公表された株式会社光通信の連結子会社株式会社京王ズホールディングスに関する社内調査委員会の調査報告書<sup>280)</sup>には、取締役らに対して、福利厚生貸付けを仮装して会社資金1500万円を流出させたこと等が記載されている。

## 9 仮払金

### (1) 総 説

仮払金は、現金支出の相手勘定や金額が未定の場合にこれらが確定するまでに一時的に使用される勘定科目（仮勘定）であり、勘定科目や金額が確定し次第、本勘定に振り替えることを要する。なお、「仮払金」は、本来会社が負担すべき費用を後日の精算を前提として支給するのに対して、「立替金」は、本来従業員その他の者が負担すべき金銭（雇用保険料、労働保険料等）を会社が一時的に支出するものである。仮払金は、このように一時的な勘定であるので、決算時までには可能な限り仮払金の精算を行い、残高を解消する必要がある。

仮払金に関する主な仕訳例は、下記のとおりである。

- 仮払金を支出した。

仮払金	50,000	/ 現金	50,000
-----	--------	------	--------

- 仮払金を本勘定で精算した。

交際費	40,000	/ 仮払金	50,000
旅費交通費	5,500		
現金	4,500		

### (2) 仮払金に関する検査のポイント

以上のように仮払金は、使途又は金額が未確定の状態で行われる会社からの現金の引き出しを処理するための勘定科目であることから、引き出された

280) <http://www.nikkei.com/markets/ir/irftp/data/tdnr/tdnetg3/20150113/92x870/140120150113005084.pdf>

平成25年6月に公表された株式会社増田製粉所の連結子会社に関する調査委員会の調査報告書<sup>288)</sup>には、従業員が立替金や仮払金で精算された回収金を着服横領していたこと等が記載されている。

## 10 縱延税金資産

---

### (1) 総 説

縱延税金資産は、税効果会計によって生ずる。そして、税効果会計は、会社法、商法や金融商品取引法に基づく企業会計原則と税法に基づく会計処理との間に差異があり、長期的に見ればこの差異は解消されると見込まれる一時差異に該る場合であって、当期においては企業会計原則による場合よりも多額に税金を支払わなければならない場合には、超過部分は税金を前払いしたものとしてこれを資産化し、逆の場合にはこれを負債化する会計処理である。

会社法、商法や金融商品取引法が抛って立つ企業会計原則は、会社債権者や投資家を保護することを目的とするから、利益が実際以上に上がっていると見せて株価を上昇させたい、あるいは資金調達を容易に行いたい、自己の地位や報酬を維持・上昇させたいと考えている企業経営者に対して、保守主義の原則に基づいて、実際以上に企業の業績が良好であるように見せかけることに規制を加えがちであるのに対して、税法は、過度に保守的な会計手法をとって利益や税金を圧縮することに規制を加えがちである。

例えば、取引相手に対する1000万円の債権が不良債権となり、200万円しか回収の見込みが立たない状況になったとき、これをそのまま1000万円の債権として簿価に掲げておくと、会社債権者としては債務弁済の引当となる会社の財産（資産）の額を正しく認識できないまま、債務不履行等の不測の事態を招くことになる。かといって、この債権をいきなり200万円の価値しかないものとして損金処理してしまうと、取引先の経営改善に伴い将来弁済がなされるかもしれないのに、不当に今期の税金を軽減する利益操作を許すことにつながりかねない。

---

288) <http://www.masufun.co.jp/files/release/130612tyousakekka.pdf>

過大計上されていたこと、②資産除去債務<sup>298)</sup>に係る将来減算一時差異が解消されるのは、原状回復義務の履行時とすべきにもかかわらず、資産除去債務に係る将来減算一時差異を繰延税金資産として過大計上していたこと等が記載されている。

## 11 貸倒引当金

### (1) 引当金総説

引当金とは、将来発生すると予測される損失や費用に備えるため、あらかじめ、当期の資産又は負債の部に繰り入れて準備しておく見積額である。大蔵省企業会計審議会「企業会計原則注解」の注18<sup>299)</sup>は、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」としている。

このように、引当金は、将来発生する可能性の高い費用や損失をあらかじめ資産減額計上又は負債増額計上することによって、その分純資産額を減少させ、実態を反映した信頼性のある財務諸表を作成することを趣旨とする。

引当金の種類について前記「企業会計原則注解」の注18は、「製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。」としている<sup>300)</sup>。これら引当金は、①将来の損失に備えるため、債権である資産（受取手形、売掛金、

297) 例えば、経営環境の著しい悪化や市場価格の著しい下落によって、不動産の収益性が著しく低下し、帳簿価額と回収可能額との間に大きな差が生じた場合に、これを損失として会計処理することをいう。減損会計については河崎他116頁以下、中尾70頁以下。有価証券報告書における減損損失の記載の読み方について加藤129頁以下。

298) 有形固定資産の取得、建設、開発等によって生じ、その除去について法律上の債務を負うものであり、例えば、建物の解体・修繕費用、土中の有害物質を除去する義務、原状回復義務によって発生する費用等をいう。資産除去債務は、税法上は債務として認められないもので、将来減算一時差異となり同債務履行時に繰延税金資産として計上することになる。

299) <http://www016.upp.so-net.ne.jp/mile/bookkeeping/data/kigyoukaikei.pdf>

300) なお、負債性引当金を中心として具体的な事例を考察したものとして、日本公認会計士協会「我が国の引当金に関する研究資料」（CPA③）がある。

## B 有形固定資産

有形固定資産とは、企業が営業のために保有する資産のうち、正常な営業循環過程ではなく、通常1年以上にわたって所有する有形の資産をいう。会社計算規則74条3項2号では、有形固定資産として、建物、構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具、工具・器具・備品、土地、リース資産、建設仮勘定等を挙げている。

有形固定資産は、原則として、取得費用をできる限り企業活動上の収益に対応させるために減価償却を行う。但し、時間の経過によって価値の減少しない土地や書画骨董、未だ事業の用に供されていない建設仮勘定等の非償却資産を除く。減価償却の考え方については、繰延資産（第2編第2章第1節E）、減価償却費（第2編第2章第4節4(3)ソ）の項目で説明する。不正会計との関係では、既に減価償却済で帳簿上無価値の資産を簿外で売却して代金を横領したり裏金とする不正会計事例や、無価値又は無用化した有形固定資産を取り壊したとして除却損を計上しながら、実際には除却していないかつたり、売却代金を横領したり裏金とする不正会計事例があることを指摘しておきたい<sup>317)</sup>。

### 1 土地・建物

#### (1) 総 説

貸借対照表における有形固定資産としての「土地・建物」は、その企業が自社で事業の用に供するために所有している土地・建物のことをいう。これに対して、企業が所有している不動産であっても、賃貸収入を得る等の目的で所有している投資用の不動産については、「投資その他の資産」において管理し、不動産業者が販売目的で所有する土地は、商品と同様、「流動資産」における「営業用不動産」（又は「商品不動産」「販売用不動産」）の勘定科目で、建設業者等が建築途中の販売用不動産は「仕掛不動産」の勘定科目で処理する。ただ、本項では、便宜上、これらの不動産を一括して扱う。

317) なお、税法と減価償却について由比730頁以下、渡辺淑363頁以下。

よって、DCF法による割引現在価値合計は1820万3425円となる（佐藤web）。ここに経費や空き室リスク等の補正を行っていくこととなる。なお、割引率は、類似の不動産の取引事例との比較、借入金と自己資金の構成割合の加重平均、金融資産の利回りに不動産の個別性を加味すること等によって求めるものとされる<sup>332)</sup>。

#### 才 実勢価格、公示地価、路線価、固定資産税評価額

国が地価公示法に基づいて行っている地価公示は、標準と認められる画地について、不動産鑑定士による鑑定評価を審査して判定されるもので、「公示地価」の価額は「実勢価格」の90%程度の価格とされる。また、これとは別に、都道府県知事が国土利用計画法施行令に基づいて行う地価調査もあり、これらの結果は国交省のホームページ<sup>333)</sup>で閲覧可能である。その他、相続税評価額としての「路線価」は国税庁のホームページ<sup>334)</sup>から入手可能であり、公示地価の80%（実勢価格の70～80%程度）を基準とし、「固定資産税評価額」は、総務省の「固定資産評価基準」（昭和39年・最終改正平成26年）<sup>335)</sup>により、公示地価の70%（実勢価格の60～70%程度）を基準としている<sup>336)</sup>。

#### 力 不動産評価額についての留意点

上記のとおり、不動産の評価額の計算方法には色々な方法があるが、一つとして同じ不動産は存在しない。不動産の価格は、地盤や土壌等の自然的要因、都市・教育・生活様式等の社会的要因、投資・金融・交通等の経済的要

331) これらの数値は「現在価値係数表」（又は「現価係数表」）を参照することによって求められる。現在価値係数表は書籍やインターネットで容易に入手できるが、「現価係数 =  $1 / (1 + r)^n$ 」（ $r$  = 年利、 $n$  = 年数、 $^n$  =  $n$ 乗）によって求めることも、エクセルでPV（Present Value=現在価値）関数、NPV（Net Present Value=正味現在価値）関数を用いることによって求めることができる。

332) 上記「不動産鑑定評価基準」による。なお、割引現在価値の求め方については金子50頁以下、古川237頁以下、津森57頁以下、刈屋27頁以下。配当割引モデルの考え方については金子77頁以下、ダイナミックDCF法について川口116頁以下及び184頁以下、金利の概念について杉本172頁以下。なお、この際の割引率については、加重平均資本コスト（WACC）を用いることについて、GMI108頁以下及び津森203頁。WACCについての基本的な考え方は、第2編第3章第2節2(3)及びその脚注690）を参照。

333) <http://www.land.mlit.go.jp/landPrice/AriaServlet?MOD=0&TYP=0>

334) <http://www.rosenka.nta.go.jp/>

335) [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran13/pdf/tochi.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran13/pdf/tochi.pdf)

336) 路線価や評価倍率については梶野51頁以下。

券・旅行券の発注業務を担当していた子会社の元従業員が、不正に商品券を発注・取得して現金化するという行為を繰り返し、1.2億円を不正領得していたこと等が記載されている。

### 3 建設仮勘定

#### (1) 総 説

建設仮勘定は、企業が自ら使用する建物の建設、機械装置等の製作のために支払った工事費、材料費、労務費等の支出を建物が完成するまでの間、資産化して、これを有形固定資産の仮勘定として管理するための勘定科目である。

例えば、自社ビル建設工事の建設請負工事代金として建設業者に1100万円を小切手で支払った場合には、

建設仮勘定	10,000,000	/ 当座預金	11,000,000
仮払消費税	1,000,000		

と仕訳をし、工事が完成して残金1100万円を小切手で支払って建物の引渡しを受けた場合には、

建物	20,000,000	/ 建設仮勘定	10,000,000
仮払消費税	1,000,000	/ 当座預金	11,000,000

と仕訳をする。

建設仮勘定の対象となる建設中の建物、機械装置等は、未だ事業の用に供されていないため、非減価償却資産として扱う。

また、建設仮勘定に計上した支出について支払った仮払消費税は、原則としてこの支払を行った期の課税仕入として仕入税額控除を行うが、建物が完成後引渡しを受けた期の仕入として仕入税額控除をすることもできる<sup>358)</sup>。

なお、企業が販売目的建物を建設したり機械の製造を行う場合には、これらは未成工事支出金、仕掛品等の棚卸資産として処理することになる。

357) <http://www.komatsu.co.jp/CompanyInfo/press/2014042515541203016.html>

358) 国税庁「建設仮勘定の仕入税額控除の時期」(平成26年) (<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6483.htm>)。なお、消費税に関して後記第2編第2章第2節A6。

必要がある。すなわち、法人税法施行令13条8号リは、減価償却資産としてソフトウェアを挙げ、法人税基本通達7-1-8の2は、研究開発のためのソフトウェアであっても減価償却資産に該当する旨を定める。

そして、法人税法施行令48条の2第1項4号は、無形固定資産の減価償却資産の償却の方法として、定額法による旨を規定し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第3は、ソフトウェアの耐用年数について、複写して販売するための原本は3年、その他のものは5年と定めている<sup>375)</sup>。但し、無形固定資産として計上したソフトウェアの取得原価は、当該ソフトウェアの性格に応じて、合理的な方法により償却する<sup>376)</sup>。なお、使用可能期間が1年未満のソフトウェアや取得価額が10万円未満のソフトウェアは少額減価償却資産として使用開始時点で全額損金算入することができ、取得価額が10万円以上20万円未満のソフトウェアは一括償却資産として3年間で均等償却が可能であることは器具・備品と同様である。

次に、ソフトウェアの除却については、法人税基本通達7-7-2の2が、ソフトウェアを除却して損金に算入できる場合として、自社利用目的のソフトウェアの対象業務を廃止した場合や、他のソフトウェア使用等により従来のソフトウェアを使用しなくなったことが明らかな場合や、製品マスターに更新があったときの旧バージョンを挙げている。

#### (4) ソフトウェアに関する検査のポイント

以上のとおり、ソフトウェアに関する会計処理は、これが市場販売目的であるか、自社利用目的であるか、受注制作であるかによってその方法がかなり異なってくる上、その目的自体、これが偽って表示された場合、不正を外部の者が見抜くことは必ずしも容易でない。しかも、ソフトウェアについては、これが無形固定資産であるために、外部から客観的に価値を評価することが困難であり<sup>377)</sup>、資産価額が過大に表示された場合にもその誤りを発見・証明することは容易でない。更に、ソフトウェアを資産計上するか、費用計上するかの基準が複雑で境界線が曖昧である上、企業会計原則と税法で

375) なお、研究開発用のソフトウェアの耐用年数は3年。大野他211頁。

376) 具体的には、定額法に加え、未償却残高の残存有効期間に基づく均等配分額を下限として、見込み販売収益や見込み販売数量に基づく償却も認められている（河崎他165頁）。

果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。」とされ（法人税法2条24号），法人税法施行令14条では，繰延資産には企業会計原則上の繰延資産のほか，①自己が便益を受ける公共的施設等の設置・改良費用，②資産賃借のための権利金・立退費用等，③役務の提供を受けるための権利金等が含まれるものとしている<sup>427)</sup>。

### 3 繰延資産をめぐる不正会計事例

繰延資産は，今期支出した費用を資産として計上することにより，利益の減額要素を排除する上，資産の増額要素となるのであるから，粉飾の温床となりやすい科目である。つまり，本来当期において全額費用として計上しなければならない支出の全部又は一部を繰延資産として計上するのが不正会計の主な手口ということになる。

例えば，平成26年10月に公表された株式会社アイレックスに関する調査委員会の改善状況報告書<sup>428)</sup>には，市場販売目的のソフトウェアで平成23年5月に開発に着手し，平成25年3月に開発計画が中止決定されたものについて，平成23年7月にバラック試作機ができた時点を，研究開発費等に係る会計基準における最初に製品化された製品マスターの完成時点と判断し，以降発生した費用を開発費等として資産計上していたが，同バラック試作機は量産可能なプロトタイプとは認めがたく，繰延資産としての開発費の計上は妥当でなく，費用処理すべきであったこと等が記載されている。

## 第2節 負債科目

企業は，日常的に様々な財やサービスを購入する。典型的なものは，販売業において販売用の商品を購入すること，製造業において原材料を購入した

427) 更に法人税基本通達第8章第1節で詳細に定められている（国税庁「第1節 繰延資産の意義及び範囲等」([http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/08/08\\_01.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/08/08_01.htm))）。そして，税法上は，繰延資産の償却は任意とされている点でも，企業会計原則上の償却方法と取扱いを異にする（法人税法32条1項，同法施行令64条1項1号）。

428) [http://airex.co.jp/csr/ir/pdf/141015\\_2.pdf](http://airex.co.jp/csr/ir/pdf/141015_2.pdf)

このように、販売業者が販売用の商品を、製造業者が原材料を代金後払いの約束で購入した場合、つまり、借方（左側）の勘定科目が「仕入」の取引を掛けで行った場合に「買掛金」勘定が発生することになる。

## （2）買掛金に関する検査のポイント

買掛金は、本業である営業の仕入に伴って発生する負債であるから、その金額は、売上総利益（粗利益）以下の全ての利益額に影響を与える。企業経営者にとって、同額の税引前当期利益額を計上するにしても、経常利益よりも営業利益を、営業利益よりも売上総利益を良好に見せることが本業で儲かっている会社であると債権者や投資家に知らしめるプレッシャーを常に感じていることは、これまでもたびたび述べてきたところである。そのため、売上を架空計上したり、仕入を除外することは、粉飾のために最も典型的かつ効果的な手段ということになる。このように、買掛金は仕入によって発生し、売上総利益に直接に影響を与えるものであることを理解することが、検査官にとって非常に重要である。

また、脱税（裏金作りを含む。）をしようとする場合に、架空の仕入・買掛金を計上することは一つの典型的な不正会計手法である。更に、架空の売上を計上する場合にも、これに対応する仕入を計上する必要があることや、売上高と仕入高のバランスを保つ必要があることから、架空売上が架空仕入を伴うことは珍しくない。

仕入や買掛金に関する不正会計の手口としては、

- 買掛金を過大又は過少に計上する。
- 買掛金の発生時期をずらして計上する。
- 売掛金の不正操作に伴い、買掛金も不正操作する。
- 在庫の不正操作に伴い、買掛金も不正操作する。
- 仕入の一部を帳簿から除外して利益を粉飾する。
- 脱税目的で売上を除外するために、これに関連する仕入を帳簿から除外する。
- 買掛金を未払金として計上することにより、売上総利益が多いように見せかける。
- 買掛金を建設仮勘定等の他の科目に振り替えて利益を過大計上する。

- 借入金を簿外にすることによる粉飾
- 借入金に関する取締役会の決議など正規の手続の不履行
- 借入金の目的外使用
- 個人的費消や第三者への利益供与
- 簿外借入等で調達した資金を売掛金の返済を装って会社に入金すること

借入金の資金使途の例としては、設備投資、研究開発費、企業買収等の投資、運転資金、借入金返済、社債償還、福利厚生費等がある。これらのうち、前三者は銀行や投資家から比較的前向きに評価されるのに対して、その余は消極的な評価を受けやすいことから（大和証券11頁以下）、資金使途を偽つて借入を行うことが多い。

捜査官としては、借入金について検討する際は、次のようなポイントを押さえておく必要がある。

- 資金調達に関する定款、規程、業務フロー
- 財務部門の構成、決裁権限
- 契約書における借入金額、借入条件、資金使途
- 借入金返済計画の現実性
- 借入に関して作成された文書
- 借入の相手方との関係。特に代表者や利害関係者からの借入や利息の支払状況に留意する必要がある（なお高田42頁以下）。
- 実際の資金使途。それは、資金調達理由の説明と整合しているか。
- 借入条件（利率、返済期限、担保等）及びこれが変更された場合の手続、決裁者、理由
- 借入・返済状況及びその記帳状況
- 借入金に関する補助元帳の有無及びその記載内容
- 残高確認状況

### (3) 借入金をめぐる不正会計事例

借入金に関する不正会計事例を見てみよう。

平成17年7月に公表された株式会社サンユウに関する改善報告書<sup>455)</sup>には、同社財務部長が、銀行届出印を不正に使用し、当座貸越を不正に増額し

- 新株を発行し、別段預金に100万円の株式払込みを受けた。

別段預金 1,000,000 / 新株式払込証拠金 1,000,000

- 払込金のうち50万円を資本金に組み入れると共に、払込金を当座預金に振り替えた。

新株式払込証拠金	1,000,000	/ 資本金	500,000
		資本準備金	500,000
当座預金	1,000,000	/ 別段預金	1,000,000

- 繰越利益剰余金から利益配当及び利益準備金積立をする旨の株主総会決議が可決された。

繰越利益剰余金	5,000,000	/ 未払配当金	4,000,000
		利益準備金	1,000,000

- 実際に株主に配当を支払った。

未払配当金	4,000,000	/ 預金	3,200,000
		預り金	800,000 <sup>511)</sup>

## 2 純資産に関する検査のポイント

### (1) 見せ金による会社設立・増資

「見せ金」とは、発起人又は取締役が一時的に資金調達して株式払込金を仮装して振り込んで会社設立又は増資の登記を行い、その後に振込金の全額を引き出して資金調達先への返済に充てることをいう。発起人又は取締役が払込取扱銀行から株式払込金を借り入れ、この返済終了まで払込金の払い出しをしないことを銀行との間で約する場合には「預合」となる（長谷川他273頁以下）。

見せ金による会社設立や増資は公正証書原本不実記録罪を構成する。見せ金による会社設立や増資はその実質において無効であって、見せ金による設立や増資によって商業登記簿上の資本額を増加させた場合、資本金額について不実の内容を登記したことになるからである。

東京相和銀行の架空増資事件に関する最高裁平成17年12月13日決定

511) なお、ここでの「預り金」は源泉所得税の預り分である。

スが引き受けた株式が市場で高値で売却され、投資家が多額の損失を被った<sup>514)</sup>。

更に、証券取引等監視委員会が平成22年3月に告発したトランステジタル株式会社にかかる第三者割当増資事件、平成23年12月に告発した井上工業株式会社にかかる第三者割当増資事件においては、現金の入金や振替を繰り返すことにより第三者割当増資金の振込があったように仮装したこと（前者にあっては仮装振込額は8.8億円、後者にあっては仮装振込額は15億円）等の事実が指摘されている<sup>515)</sup>。

## (2) デット・エクイティ・スワップ (DES)

「デット（負債）・エクイティ（資本）・スワップ（交換）」とは、文字とおり、負債を資本に振り替えることである。

負債と資本は、一見すると大変異質のもののようにも思われるが、よく考えると、負債と資本は共に貸借対照表の貸方（右側）に記載され、貸借対照表の借方（左側）に記載されてある資産をどのように調達したか、すなわち、他人からの借入（他人資本）により調達したか、他人からの投資（自己資本）により調達したかの違いがあるだけである<sup>516)</sup>。

そこで、債権者の同意を得て負債を株式に交換すれば、債務超過すら解消され、自己資本が充実したように見えるため、財務諸表の数値が改善され、会社の財務状態が健全化したように見えるわけである<sup>517)</sup>。

仕訳は、

借入金 5,000,000 / 資本金 5,000,000

などとなる。

514) なお、この種事件について、どの部分を犯罪として切り取るかということは検査上よく検討すべきである。検討すべき犯罪としては、電磁的公正証書原本不実記録罪のほか、虚偽内容の有価証券報告書を公表したことに関する金融商品取引法違反、第三者との間に通謀がなかった場合には第三者割当増資の払込金を振り込ませたことに関する詐欺罪、共謀のある株式引受人が株式を市場で高値売却する行為に関する金融商品取引法違反（インサイダー取引や相場操縦）、領得した資金についてのマネーロンダリングに関する犯罪（組織的犯罪処罰法違反、犯罪収益移転防止法違反等）等が考えられ、事案の本質や立証の容易性等を考慮して適切な犯罪を選択すべきである。

515) [http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2013/2013/20130626.pdf](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130626.pdf)

516) なお、デット・エクイティ・スワップと債務免除益課税等の問題について渡辺230頁以下、検査役検査免除について三宅45頁以下、企業再生の手法としてのデット・エクイティ・スワップについて藤原15頁以下、94頁以下及び557頁以下。

517) 但し、企業としては債務の免除を受けたに等しいから、債務消滅差益に対して課税されることがある。

デット・エクイティ・スワップ自体は何ら違法なものではなく、むしろ、経営不振に陥った企業の事業再生方法として有力な手法とされている。しかし、デット・エクイティ・スワップにより債務超過状態を解消するような企業は、財務状態が相當に悪化し、資金繰りに窮しているのが通常であろうから、その前後に行われた自己資本の調達（第三者株式割当等）や他人資本の調達（借入れや社債発行）に虚偽や不正があるのではないかについて十分に注意を払って分析する必要がある。

### （3）粉飾決算の結果としての純資産額に関する虚偽表示

粉飾決算をして売上や利益の過大計上、費用の過少計上、在庫の過大計上をすれば、通常、当期純利額や繰越利益剰余金額、純資産額にも影響を与える。そして、これが投資家の判断にとって重要な事項に関するものであれば、有価証券報告書虚偽記載罪（金融商品取引法197条）が成立する<sup>518)</sup>。

これに該当するものとして、オリンパス株式会社による金融商品取引法違反事件がある。これは、金融資産運用の失敗による損失を海外のファンドに付け替えて計上を先送りした上、この損失を最終処理するため、買収した外国医療機器メーカーの資本再編を行う際に外部コンサルタントに付与した株式オプションを配当優先株として高値で買い取り、612億円をのれんとして資産計上したという事案であるが、平成24年に同社社長や役員らが金融商品取引法違反で逮捕・起訴された<sup>519)</sup>。

---

## 第4節 営業収益

---

「売上」は企業の本業による収益であり、ここから本業の売上にかかった仕入コスト（売上原価）や製造コスト（製造原価）を差し引くと「売上総利益（粗利益）」となり、ここから販売費及び一般管理費を差し引くと「営業

518) なお、目論見書に関する金融商品取引法13条4項、5項違反については同法205条1号に罰則が定められているが、更に会社法964条に定める虚偽文書行使罪が成立するとするものとして近藤他178頁。

519) 詳細は、第2章第1節C2参照。なお、デリバティブやオプションの評価については古川161頁以下、津森147頁以下、GMI218I頁以下、井手・高橋368頁以下。

一般論としては、「売上」を計上する時期は、売買契約を締結した時点でも代金の支払を受けた時点でもない。実現主義の原則により、売上は、商品を販売したとき（実際に商品・役務を提供し、その対価である現金や売掛金を取得したとき）にその計上が認められ、商品の種類や業種によって、出荷基準、引渡し基準、検収基準等によって計上されることになる<sup>524)</sup>。このように、法律論でいう売買と販売基準における「販売」は大分趣が異なるが、敢えていえば、双務契約に基づく当方の債務の履行の提供が完了したと認められるときに売上の実現があったものと考えてよかろう。

売上に関する不正は「売掛金」に関する不正で述べたことと共通するところが大であるのでそちらに譲り、本項では、特に売上に関する不正について説明する。

## （2）売上に関する検査のポイント

売上は企業の経営分析において最も重要な勘定科目の一つであり、この金額は、売上総利益、営業利益、経常利益、当期純利益の全ての基盤となるものである。それ故、売上をめぐっては、押し込み販売、売上戻り、売上値引、売上割戻、セール・アンドリースバック取引、委託販売、循環取引、売上の期ずれ計上、架空売上等を利用した様々な不正会計がなされることになる。これらをめぐる不正会計については、売掛金の項目（第2編第2章第1節A 3(3)及び(4)）で詳説したので、そちらを参照されたい。

### ア 売上高の推移に着目

売上高は、投資家や金融機関が企業の財務分析をする際に最も重要な勘定科目の一つである。その企業が本業でいくら稼いでいるのかを示す売上高の重要性を企業経営者は知悉しているから、売上高について一定の指向性を持ってその金額を操作しがちである。その指向性とは、毎期必ず売上高を伸ばしたい、上場企業であれば、期首に示した売上予測を達成したいというものである。更に、売上の伸び率は左程大きくしたくないという指向性が働くこともある。というのは、一時期に無理して多額の売上を計上してしまうとその後の売上の伸びが鈍化するように見えたり、一時期に多額の税金を納め

524) 第1編第2章4、第2編第2章第1節A 3(4)イ参照。なお、費用については発生主義の原則が採られていることについては、第1編第2章4参照。

なお、ストックオプションにおける公正評価額とは、株価から権利行使価格を差し引いたもの（但し、権利行使可能期間、株価の変動性、利子率、配当率等を考慮する。）をいう<sup>577)</sup>。

### b 紹与等に関する検査のポイント

紹与勘定で犯されやすい不正会計の手段としては、

1. 従業員に対して実際より多額の支払を行ったように仮装することによる架空人件費分についての脱税、横領、利益供与、裏金作り。この場合に利用される従業員としては、実際に稼働する従業員名が用いられることがあるが、既に退職した従業員、実際には稼働していない経営者の配偶者や特殊関係人、存在しない従業員等の名義が用いられることが多い。
2. 高率の累進税率を逃るために、税率の低い従業員に架空の紹与を上乗せして支払い、上乗せ分をキックバックさせるもの
3. 架空の残業代を計上することによる手当の不正受給
4. 本来製造直接費、製造間接費として配賦しなければならない人件費を販売費及び一般管理費である紹与として計上することにより、売上総利益が大きくなるよう不正操作するもの
5. 販売費及び一般管理費に計上された人件費（紹与等）は発生した期において費用処理されるのに対し、製造直接費、製造間接費として計上した人件費は製造原価となり、決算時に製品が販売されていない場合には製品又は仕掛品として費用計上されることを利用して、利益の不正操作をするもの
6. 本来紹与で処理すべき支出を外注費として処理するもの

等がある（新日本web）。

なお、パートタイム労働者やアルバイト等の臨時の従業員に対して支払われる定期的な紹与や諸手当を管理する際には、紹与勘定とは別に「雑給」勘

577) 以上について金子 98 頁以下、新日本 web。なお、ストックオプションの算定方法には、大別して離散時間型モデル（二項モデル等）と連続時間型モデルがあるが、多くの場合、後者に属する「ブラック・ショールズモデル」が採用されている。古川 185 頁以下、刈屋 159 頁以下、山田 41 頁以下及び 295 頁以下、中央 15 頁以下、池尾 70 頁以下。また、国際財務報告基準におけるストックオプションの処理についてはあざさ 332 頁以下。ストックオプションの経済的効用については井手・高橋 483 頁以下。

### b 外注費に関する検査のポイント

外注費は、不正会計が最も多い費用科目の一つである<sup>581)</sup>。不正会計の主なものとしては、①架空外注費の計上（実際の外注費の水増しを含む）による脱税、横領、裏金作り、第三者への利益供与、②外注費支払名目による利益供与、③本来給与で処理すべき支出を外注費で処理することによる源泉徴収義務や社会保険料等の徴収義務の不履行、④外注費の支払を仮装して支出した資金を売掛金の回収を装って還流させること等がある。

検査官としては、外注費にはこのような不正会計の余地が大きいことを念頭に置いて、請求書や領収証の用紙や記載内容<sup>582)</sup>、住居や事業者の実在性、金額算定の根拠、作業日報等との突合、受注事業者における給与の支払状況、工事や作業内容の実在性、支払相手方の性格や実在性、交通費、原材料費等の実在性や支払状況を記載した帳簿類、支払に伴う資金移動が現実に認められるか、資金が支払者の管理する口座に還流していないか等に留意し、その実在性や支出の正確性・正当性を精査する必要がある。

架空・水増しした外注費の支払について相手方と共に謀がある場合には、支払者に還流される金額は相手に対する謝礼を控除した金額となるのが通常である。この場合、相手方は、実際よりも高額の売上を計上することで納税額が多額になり得ること、支払者に還流させる金員については損金処理ができないこと、不正が発覚した場合の刑事・民事及びレビューションリスクがあるため、上記の謝礼は支払額の2～3割から5割程度となることも稀ではない。

### c 外注費をめぐる不正会計事例

外注費をめぐる不正会計事例としては、次のようなものがある。

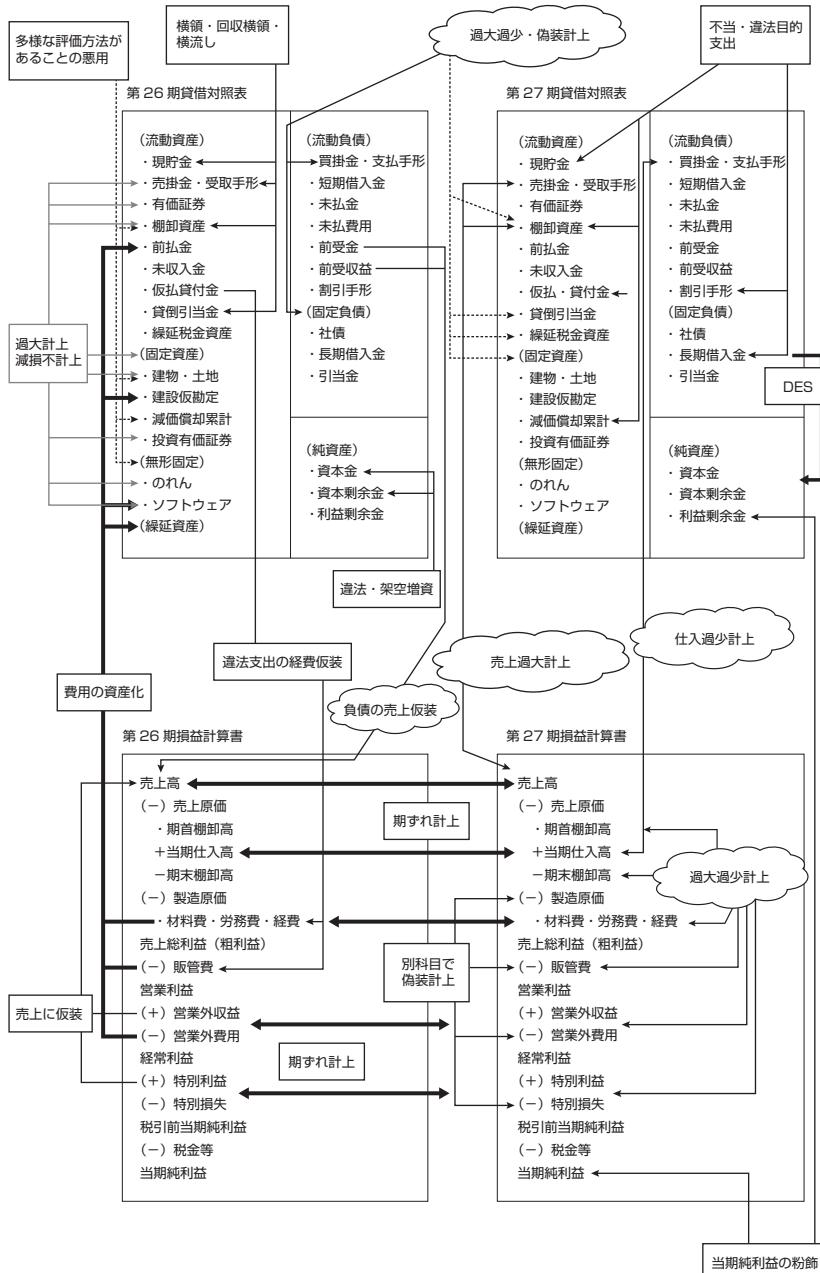
平成20年6月に公表された株式会社アクセスの社内調査委員会の調査報告書<sup>583)</sup>には、架空の外注費名目で外部業者に対して支払い、同社に対

581) なお、脱漏所得の大きな脱税の手口に関する国税庁の発表によると、脱漏所得ベースで、架空外注費の計上が27%、売上除外が24%、架空人件費の計上が18%、棚卸除外が15%等となっている（国税庁「法人税の課税の状況：3 実地調査の状況」（平成16年）（[http://www.nta.go.jp/kanazawa/kohyo/press/15hojin/15hojin\\_02.htm](http://www.nta.go.jp/kanazawa/kohyo/press/15hojin/15hojin_02.htm)））。

582) どのような観点から請求書や領収証を見るべきかについては、第2編第1章第2節参照。

583) [http://ncsa.jp/ir\\_access/irnews/h21/pdf/080620.pdf](http://ncsa.jp/ir_access/irnews/h21/pdf/080620.pdf)

## 〈主な会計不正の手口一覧〉



## 第3章

# 決算書の分析

### 第1節 経営分析手法一般

第2章では、貸借対照表や損益計算書の各勘定科目について、不正操作はどのような手口で行われることが多いかを解説してきた。

それでは、捜査官が分析対象会社の貸借対照表や損益計算書を手にして、いきなり、現預金、受取手形、売掛金等の勘定科目の配列に従って、その内容や取引の詳細について分析し、これを帳簿や証憑書類と照らし合わせることが不正会計を発見するのに効率的かといえば、そうではない。同様に、仕訳伝票（仕訳帳）や総勘定元帳を一枚目から順に分析していくことも、余りに時間を費やす作業であって、効率的とは言えない。むしろ、捜査官としては、財務諸表を全体を眺めたときに何かバランスのよくない貸借対照表だ、この科目のこの数字は不自然ではないか、などと感じ取ることができれば、ある程度不正の目的や手段の目星を付けつつ、効率的かつ有効に捜査を行うことができるわけである。

捜査官がこのような目の付け所を的確に会得するための一つの有益な手段は、経営分析手法を学ぶことである。経営分析手法は、企業経営者が自社の収益性や効率性をどのように高めていくかを分析したり、第三者が企業の実態を的確に分析することを目的として生まれたものである。特に、後者の視点は、当該企業が投資家にとって投資をする価値のある企業であるかどうか、銀行にとって融資を行っても回収に問題のない企業であるかどうか、取引先にとって商品を掛け売りしたり、手形を受領しても大丈夫な企業である

かどうか、会計監査人にとって不正会計を行っている企業ではないか等を的確に見抜くことを目的とする<sup>654)</sup>。これらの視点は、売上や利益を実態よりも良く見せようとする動機が経営陣に働きがちな企業について、実際の売上や利益が公表財務諸表に記載されているほど良好であるかどうかを公表財務諸表に記載されている数字から分析していくことを主目的としている。

ところで、利益を粉飾するためには、基本的には資産、負債、収益・利益、費用・損失等に関する数字を操作する必要があるのであって、そのことは、逆粉飾である脱税や横領、裏金作りでも共通である。

したがって、経営的手法を学ぶことは、粉飾事案を見抜くだけではなく、脱税、横領、裏金作り等の事案においても捜査を有効に進める上で有益であることが示唆されるのである。

経営分析の手法やその具体的な計算方法を以下で説明する<sup>655)</sup>。なお、アクティベート<sup>656)</sup>から業種別標準経営指標一覧表を引用すると、次表のとおりである。

## 1 収益性分析

### (1) 資本に対する収益性

#### ① 1株当たり純利益 (EPS)

1株当たり純利益は、1株当たりの企業活動の成果を測る指標である<sup>657)</sup>。

#### 1株当たり純利益

$$= \text{当期純利益 (200万円)} / \text{発行済株式数 (100株)} = 2 \text{万円}$$

654) もともと、会計監査人による監査の限界を指摘するものとして、浜田 181 頁以下。

655) 主要財務諸表については津森 331 頁以下、比率分析についてはパレブ 61 頁以下、高田 222 頁以下、西山 186 頁以下、伊藤 613 頁以下、近澤② 212 頁以下、上原 29 頁以下、小林 54 頁以下、会計や、宮入、財務分析、経営分析。業界平均値については、アクティベート及び山根 E が有益な情報を与えてくれる。本文に掲記した経営指標一覧表はアクティベートから引用したものである。なお、本文でも引用した経営指標の具体的な数値は、各引用文献においてかなりのばらつきがあるが、大まかな数字を捉えるという程度のものとしてご活用願いたい。

656) [http://www.activatejapan.jp/info/H24\\_業種別標準経営指標一覧表.pdf](http://www.activatejapan.jp/info/H24_業種別標準経営指標一覧表.pdf)

657) 計算式内の括弧内の数値は、計算の具体例を示す(以下同じ)。業界平均値は、適宜小数点以下等を四捨五入した数値を示すことがある。なお、具体的な計算方法は、企業会計基準委員会「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)」(平成14年・最終改正平成25年。 [http://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/touki/touki\\_1.pdf](http://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/touki/touki_1.pdf))による。また、国際財務報告基準における1株当たり利益情報の取扱いについてあざさ 581 頁以下。1株当たり純利益分析の効果に疑問を投げかける見解としてスチュワート 53 頁以下。

がっているように見えても、これを現実の現金の移動の観点から、つまり現金（キャッシュ）の裏付けのある売上や利益であるかという観点から貸借対照表や損益計算書を分析するものである<sup>676)</sup>。キャッシュフロー分析は、もともと企業が関連する会計監査や犯罪検査に親和性がある分析手法であり、粉飾等の利益操作を見抜くのに極めて有用な手法である<sup>677)</sup>。そこで、本節においては、特にキャッシュフロー分析を具体的にどのように行うかについて説明していきたい<sup>678)</sup>。

## 2 キャッシュフローの求め方

### (1) 営業キャッシュフロー

まず、営業キャッシュフローを求める際の基本的な考え方について説明したい。

企業会計原則は、会社債権者や投資家等の利害関係者に企業の財務状況について正しい情報を提供することを目的としている。しかし、ここでいう「正しさ」は我々検査官が考える「実体的真実」とは多少異なる。「実体的真実主義」に基づいて財務諸表を作成するとすれば、むしろ、現金主義、つまり、収益や費用の認識時点を現金の移動があった時点と捉えることがむしろ整合的である。しかし、現金主義会計によると、多額の設備投資を行った年には多額の当期費用が発生するとか、信用取引を行っても売掛金や買掛金は全く当期の利益や費用に反映されないなどの不都合があり、却って企業の財務状況に関する正確な情報を外部に提供できない<sup>679)</sup>。

そこで、企業会計原則は、基本的には発生主義に基づいて収益や費用を認

676) キャッシュフローを用いた経営分析について萩原 238 頁以下。

677) なお、キャッシュフロー計算書は 1990 年前後から企業への作成義務付けが行われるようになった比較的新しい経営分析手法である。しかし、比較的古い書物を見ると、2 期分の貸借対照表を比較して資産負債の増減を分析したり、減価償却費等の非資金取引を修正する等の分析が「資金運用表」の作成において行われており（上原 134 頁以下、小林 196 頁以下）、これらはキャッシュフロー分析と類似の考え方によると見ることも可能と思われる。

678) 津森 47 以下、GMI 4 頁以下、大野他 324 頁以下、桜井 112 頁以下、パレプ 83 頁以下、高田 288 頁以下、山根 121 頁以下、伊藤 231 頁以下、萩原 12 頁以下、平林 162 頁以下。キャッシュフロー重視への流れについては井手・高橋 77 頁以下。なお、国際財務報告基準におけるキャッシュフローについては、あずさ 196 頁以下。

679) 勝間 50 頁、154 頁。減価償却費について第 2 編第 2 章第 1 節 B、第 2 編第 2 章第 4 節 4(3) ソ参照。

利が年率3%，株主の求めるリターンが年率8%程度であるとすると、その加重平均資本コスト（WACC）<sup>690)</sup>は年率6%程度となることを覚えておくとよい。

#### （4）具体例

それでは、実際の貸借対照表及び損益計算書からキャッシュフローを導き出してみよう。ここでは、敢えて、本書第2編でたびたび取り上げたニイウスコ－株式会社（平成20年東京証券取引所上場廃止）の第14期有価証券報告書<sup>691)</sup>に記載されている同社の第13期及び第14期の貸借対照表及び損益計算書を題材として営業キャッシュフローを求めてみよう<sup>692)</sup>。

上場企業については、キャッシュフロー計算書も作成・開示が義務付けられているが、ここでは敢えて、1期分の損益計算書と2期分の貸借対照表をもとに、間接法によりキャッシュフローを求めてみたい<sup>693)</sup>。

同社の第13期及び第14期の連結貸借対照表を下記に示す。

区分	注記番号	前連結会計年度（13期） (平成17年6月30日)		当連結会計年度（14期） (平成18年6月30日)	
		金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
<b>（資産の部）</b>					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		14,471,786		14,712,940	
2. 売掛金		14,522,255		13,947,135	
3. 商品		6,014,093		6,272,330	
4. 仕掛品		557,396		242,265	
5. 前渡金		87,144		755,841	
6. 前払費用		971,281		1,115,482	
7. 未収入金		558,414		577,497	
8. 未収法人税等		58,387		303,966	

690) WACCは、Weighted Average Cost of Capitalの略である。WACCの基本的な考え方は、株主資本にも配当等のコストがかかっており、資金調達は株式発行と有利子負債の借入れの最適なバランスによって行なうことが利益増加、企業価値の最大化につながるという考えに基づき、有利子負債コストと株主資本コストとを加重平均したものである。山口146頁以下。WACCの計算方法については金子75頁以下、津森194頁以下、GMI86頁以下。課税とWACCの修正について草野178頁以下。なお、WACCを割引現在価値（NPV）を求める際の割引率に用いることについて、GMI108頁以下及び津森203頁。

691) <http://www.kabupro.jp/edp/20060921/0060E65U.pdf>

692) なお、以下では金融商品取引法の計算について間接法による。

693) 勝間56頁以下。キャッシュフローの直接法による求め方について萩原98頁以下及び162頁以下、間接法による求め方について同100頁以下及び188頁以下。

しようとする手法である。

キャッシュフロー分析は、このような理由から、一般的には粉飾が困難であるとされ、特に監査や財務検査においては有用性の高い手法である。

そして、まさにこの有用性の故に、平成12年からキャッシュフロー計算書の公表が上場企業に義務付けられ<sup>703)</sup>、また、銀行融資実務における資産重視から収益性やキャッシュフロー重視への流れを受けて、非上場企業においても、キャッシュフローの改善を意識した経営（いわゆる「キャッシュフロー経営」）が求められるようになっているのが現状である。

しかしながら、そのことが却って、企業経営者や財務担当者に対して、貸借対照表や損益計算書を粉飾する以上は、キャッシュフロー計算書も不自然に見えない程度には不正操作するインセンティブを与えることとなった。検査官としても、企業側にはこのようなインセンティブがあることを意識しながらキャッシュフロー計算書や財務諸表の分析をする必要がある。

キャッシュフローといえども、その元となる数字は貸借対照表及び損益計算書に表れる数字であるから、その粉飾の手口は、会計不正一般に見られる手口と共通する項目も多いが、特にキャッシュフローの粉飾を意識した手口もある。

以下では、キャッシュフローの粉飾の具体的方法を説明する<sup>704)</sup>。

## (2) 現金の期末における一時的増加

現金を期末に一時的に増加させる方法である。例えば、

- ① 売掛金や受取手形を期末に一時的に回収すれば（そして翌期初に改めて売掛金を計上すれば）、営業キャッシュフローがプラスになる。
- ② 投資有価証券や固定資産を期末に益出しのために売却すれば（そして翌期初に買い戻した形にすれば）、投資キャッシュフローがプラスになる。

703) キャッシュフロー計算書の公表の義務化に関しては、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年。<http://www016.upp.so-net.ne.jp/mile/bookkeeping/data/cashflow.pdf>）、キャッシュフロー計算書の作成方法については、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成10年。[http://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909b2.htm](http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909b2.htm)）及び日本公認会計士協会「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第8号）」（平成10年・最終改正平成23年。[http://www.hpicpa.or.jp/specialized\\_field/files/2-11-8-2-20120412.pdf](http://www.hpicpa.or.jp/specialized_field/files/2-11-8-2-20120412.pdf)）が公表されている。

704) 商工を大いに参考にした。

- a. 資産項目の調査
  - i. 売掛金の内容と回収可能性
  - ii. 棚卸資産の評価
  - iii. 固定資産の会計処理方針
  - iv. その他の資産
- b. 負債及び偶発債務の調査
  - i. 買掛金の内容と支払状況
  - ii. 借入金の条件
  - iii. 未払費用の網羅性
  - iv. 偶発債務と引当金の計上
  - v. 租税債務
  - vi. 関係会社未払金
- c. 損益計算項目の調査
  - i. 売上・収益項目の分析
  - ii. 売上原価・費用項目の分析
  - iii. 買収後の損益見通し
- d. 管理システム整備状況の調査

---

## 第6節 経営分析手法の具体例への応用

---

### 1 はじめに

経営分析手法の概要は第1節2節で説明したとおりであるが、手法が理解できただけでは、なかなかこれを具体的な事件に応用するイメージが掴みにくいかもしれない。そこで、本節では、上記の経営分析手法を実際の企業に応用するとどうなるかという具体的なイメージを示したいと思う。

通常、経営分析に関する書物においては、日本を代表する大企業の経営分析が行われるのであるが、本節においては、敢えて、本書で取り上げた不正会計を行った企業が不正会計を行っていた期間に公表していた有価証券報告

書を取り上げ、そこから不正会計の兆候を実際に看取することができるかを検証してみることにしたい。これらの企業の会計不正に関する調査報告書はこれらの企業が過去に公表した各種資料<sup>734)</sup>、有価証券報告書はEDINET<sup>735)</sup>等から容易に入手できる。しかし、筆者が直接検査に携わったわけでもなく、単に公表に係る貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書のみを分析することによりどのような点に着目して不正会計の端緒を掘むかという可能性としての分析結果を示すものに過ぎないし、かつ、現に活動している企業について勝手な憶測をして実際の株価や経営に影響を与えることも本意ではないことから、本節では、既に現在は上場廃止となっており、かつ、既に実質的に営業活動を終了したと認められる企業を検討対象として取り上げることにしたい。

このような観点から、本書で取り上げた企業で既に上場廃止となって活動を終了していると認められるのは、次の5社であり、不正発覚直前に公表された（つまり粉飾決算を行っていたと思われる）下記の有価証券報告書を分析の対象とすることにしたい。是非、読者の皆様も分析の過程にお付き合いいただき、公表に係る財務諸表の分析により不正会計の糸口を実際に掘むことができるのかに着目しながら読み進めていただけすると幸いである。

- (1) 株式会社クロニクル（平成25年大阪証券取引所上場廃止）  
第32期有価証券報告書<sup>736)</sup>
- (2) 株式会社塩見ホールディングス（平成23年大阪証券取引所上場廃止）  
第6期有価証券報告書<sup>737)</sup>
- (3) 株式会社エフオーアイ（平成22年東京証券取引所上場廃止）  
第16期第3四半期報告書<sup>738)</sup>
- (4) 株式会社シニアコミュニケーション（平成22年東京証券取引所上場廃止）

734) 当該企業のウェブサイトや、過去のIR情報等を保存・公開している決算プロ（<http://ke.kabupro.jp/>）、重要IR情報一覧（<http://ir.104site.net/>）等を参照。

735) <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

736) <http://www.kabupro.jp/edp/20111226/S0009ZZ8.pdf>

737) <http://www.kabupro.jp/edp/20100630/S0006947.pdf>

738) <http://www.kabupro.jp/edp/20100215/S00057S5.pdf>

第9期有価証券報告書<sup>739)</sup>

(5) ニイウスコー株式会社（平成20年東京証券取引所上場廃止）

第14期有価証券報告書<sup>740)</sup>

## 2 財務諸表を読む8手順

捜査官としては、まず大づかみにどの科目が疑わしいかの目星を付けることが重要である。そのためには次のような8段階の手順で分析をしていくよいと思う。

## (1) 売上高の規模と前期比較

捜査官は、まず損益計算書上の当期売上高を見て会社の規模を把握し、前期と比較してこの売上高が異常数値を示していないかを見るとよい。また、損益計算書を見た際に、併せて貸倒引当金計上額や全体の中で多額を占めている数値や異常値を示している科目がないかをざっと眺めておくとよい。

## (2) 売掛金の回転数と前期比較・資産科目の異常値

続いて、貸借対照表を見て、先程の売上高に対して売掛金（売掛金及び受取手形をいう。本節において以下同じ。）が何割程度あるかを見るとよい。第1節の経営分析の手法で説明したとおり、売上高を売掛金で割ると売上債権回転数が求められる。売上債権回転数は、流通業においては5回転程度が望ましく、2回転以下では回転不足、製造業においては2.5回転程度が望ましく、1回転以下では回転不足である。また併せて、前期比売掛金が異常値を示していないかを見る。売掛金は、現金収入を伴わない売上であることを忘れてはならない。更に、貸借対照表の資産科目をざっと見て、高値・異常値・異常変動値を示している科目がないかをチェックするとよい。

## (3) 買掛金の対売掛金比と前期比較・負債科目の異常値

続いて、買掛金（買掛金及び支払手形をいう。本節において以下同じ。）を見るとよい。企業は、通常、仕入れた商品を販売し、または仕入れた原材料を加工して販売するのであるから、現金販売のような場合を除いて、売掛金と買掛金の金額には左程の相違はないはずである。売掛金の買掛金に対する

739) <http://www.kabupro.jp/mark/20090630/S0003KF8.htm>740) <http://www.kabupro.jp/edp/20060921/0060E65U.pdf>

う必要がある。

さて、このように検討した上で、平成20年4月に公表されたニイウスコー株式会社に関する調査委員会の報告書<sup>756)</sup>を見ると、①同社では、実体のないスルー取引や循環取引が行われていたこと、②利益5%以上を計上したセール・アンド・リースバック取引が行われており、セール時点で一時に利益の計上が先行して行われる一方、その後のリース料の支払に応じて徐々に費用計上が行われるため、計上した期の利益が実態に対して過大になっていたこと、③売上利益の獲得、または損失計上の回避を目的として、リース契約（会社）を利用し、滞留在庫、他のプロジェクトで経費計上していなかつたSE作業コスト、自社における設備投資物件に関わる製品等を売上原価として、一旦売上計上し、売却先又は転売先経由で、会社がリース会社からリース資産又は買取資産として計上するスキームが行われ、売上が水増しされていたこと、④③と同様の目的で、会社の代わりに、取引先がリース会社とリース契約を締結し、会社と取引先は別途サービス契約を締結して、リース料に見合うサービス料を支払うというスキームも行われ、売上が水増しされていたこと、⑤これらの背景として、経営陣が利益増加の観点から、金融サービス事業における初期開発費用やソフトウェアの開発費用などについて、費用計上することを認めなかつたため、これら費用は循環取引の売上原価として処理され、また、その他のコストはソフトウェア等の資産として処理されていたこと等が記載されており、やはり上記検討は検討すべきポイントを的確に示したものといえ得るであろう。

#### (6) 財務諸表を読む8手順の有効性

上記で財務諸表を検討した5社の事例は、本書の勘定科目分析の箇所で調査報告書を紹介した企業の中から、本書執筆時点で既に上場廃止となり、かつ、破産手続の開始等により活動を停止したと認められるものを純粹に機械的に選んだものである。そして、上で分析対象とした財務諸表は不正会計を公表する直前に実際に公表されていた有価証券報告書（これがないものは四半期報告書）であり、その分析手法は、上述した財務諸表を読む8手順をそ

---

756) <http://ir.104site.net/2731-20080430-1.pdf>

のまま適用したもので、何らの作為も結論の先取りもしていない。そのことは、読者の皆様が本書でも掲記した各社の財務諸表の勘定科目を本書で説明したとおりの方法で分析していけばすぐにお分かりいただけることである。そして、その結果は、ほとんどのケースにおいて当該企業が実際に行っていった粉飾の手口を的確にあぶり出し、検査すべきポイントを正しく示すものであったと言えるのではなかっただろうか。

筆者が上記で提示した方法は、実際に試みればお分かりのとおり、決して複雑でも難解でもない。むしろ、驚くほどシンプルである。是非、読者の皆様には、この手法を試み、財務諸表を読み解くことや財務検査がかくも知的好奇心をそそられ、実際にも役立つものであったのかというおもしろさをご自身で体験していただければ筆者の喜びもこれに勝るものはない。

## 第3編

# 知能犯事件における 帳簿検査以外の検査について

知能犯事件の検査は、単なる帳簿検査にとどまらない。知能犯事件の検査は、有能な検査主任官の下で他の検査手法と有機的に連環をして初めて螺旋階段を上るように進展するのである。

第3編においては、そのような意味で重要な銀行検査（第2章）、物読み（第3章）、取調べ（第4章）、国際検査（第5章）の進め方について解説したい。

## 第1章

# 帳簿捜査と他の捜査手法との連携の重要性

財務捜査で最も重要なものは何であろうか。それは帳簿捜査であろうか。答えはイエスである。

では、帳簿捜査は、他のどの捜査手法にも増して重要なのであろうか。答えはノーである。

私の考えでは、財務捜査において、帳簿捜査は、銀行捜査、証拠物の精査（通常、「物読み」と呼び慣わしているので、以下、「物読み」ということとする。）、関係者の取調べと切っても切れない関係にあり、この4者が相互に連関し、有機的に結合したとき、財務捜査は、あたかも螺旋階段を上っていくように進展するのである。

規模の小さな事件では、この捜査を1人ないし数名で行うこともあるが、それなりの知能犯事件ともなれば、多くの事件では、複数の捜査官が物読み担当、取調べ担当、帳簿捜査担当（経理捜査担当）、銀行捜査担当等に分かれて捜査を行い、これを捜査主任官が統括するというのが通常の捜査態勢となろう。その他にも、事件の規模により、これらに加えて、裏付け捜査担当、所在捜査担当、国際捜査担当等が置かれることもあるし、事件のヤマごとにサブキャップを置いて、その中で更に物読み、取調べ、帳簿捜査担当（経理捜査担当）等が置かれることもある。

この場合、銀行捜査、物読み、取調べ等を担当する捜査官も、相当程度の帳簿解析能力を有し、これらの各担当班が帳簿捜査班と共に相互に緊密に連携して捜査を実施しなければ、複雑困難な事件の捜査が成功することは決してないであろう。

## 第2章

# 銀行捜査

### 1 総 説

銀行捜査の目的は、現金の実際の流れを掘ることにある。企業や人は、色々な目的のために現金を移動する。そして、しばしば、現金の移動の名目上の理由が現実の現金の動きと齟齬することがある。その場合、基本的な考え方方は、「金は嘘をつかない。」ということである。当事者がどのような弁解をしようが、その弁解内容が実際の現金の動きと齟齬するものであるならば、その弁解は排斥され得る。例えば、自分は主犯でないと主張している者がいたとしても、現金が実行犯からその者に流入し、そのほとんどがその者によって費消されているとすれば、これはその者が主犯である有力な証拠となり得る。また、逆に自分はこの犯罪や組織の主犯であると言い張っている者がいたとしても、現金の大部分が別の者に流出し、そこで費消されているとすれば、その者を庇って虚偽の供述をしている疑いが濃厚となろう。また、現金の一部が反社会的勢力に流れている事実が解明されれば、反社会的勢力が事件に関与した疑いが濃厚であるという見立ての下に捜査を実施することになろう。捜査官は、金の実際の流れを解明し、この金の流れに整合する事実は何かを探求することにより、事件の構図を描き直すことも可能となる。銀行捜査によって隠し預金口座や裏金が発見されたり、犯行動機が解明されたり、共犯者が解明できたりもすることもしばしばである。

銀行捜査を十全に実施するためには、銀行業務に関する理解が必須であると共に、緻密で骨の折れる作業を実施しなければならない。その具体的な内容について以下に述べることとしたい。

## 第3章

# 物読み

### 1 総 説

犯罪検査において証拠物を的確に押収して分析することの重要性については、いまさら言うまでもないであろう。

特に会社犯罪は、一般的に業務活動の過程で遂行され、かつ、計画的な犯行であることが多い。もちろん、犯罪の発覚を防ぐため、巧妙な罪証隠滅工作がなされているのが通例とも言えるが、逆に言えば、その罪証隠滅工作自体が書類の廃棄、改竄や作出によってなされることが多いため、証拠を綿密に分析して、異例な書類の存在・不存在をあぶり出すことによって、犯罪の手段・方法や罪証隠滅工作が解明されることも稀ではない。

しかし、そのような証拠の分析を行うためには、検査官自身が対象会社の業務の流れ、その過程で作成される文書やその作成者・保管場所等について正確に把握していると共に、十分な検査体制を組んで必要な関係箇所を一斉に検索し、証拠物を的確かつ漏れなく押収するよう努めなければならない。

そこで、本項では、①的確な検査・差押えを行うための留意点、②近時特に問題となっているコンピュータ関係証拠の差押え、③物読みの実施に当たっての留意点について述べることとした。

### 2 的確な検査・差押えを行うための留意点

的確な検査・差押えを行うための留意点としては次のようなものがある。

## 第4章

# 取調べ

### 1 取調べの在り方全般

#### (1) 取調べの機能と目的

我が国で取調べが事案の真相の解明（刑訴法1条）に果たしてきた役割の重要性はいくら強調しても強調し過ぎることはないであろう。それは、捜査官の実感であると共に、例えば、平成22年中に解決された捜査本部事件において、被疑者の取調べによって死体や凶器のような重要証拠品の発見や共犯者の解明ができたものが6割を占めるという事実からも裏付けられている。そのようなことが可能である背景として、我が国では、諸外国に比して丁寧で緻密な取調べをしていることが挙げられる。また、付隨的であるが、取調べを通じて犯罪者が罪と正面から向き合い、心から反省することで、結果的にその改善更生機能を果たしてきたとされる。

他方で、取調べが事案の真相解明に果たす役割が過度に強調され、取調官が自白を得ようとして無理な取調べをしたり、あるいは、思いこみによって無理な取調べがなされる危険が内包されているとの指摘もなされている<sup>818)</sup>。

以上のようなことを踏まえて、取調べの機能や目的についてどのように考えるべきかについて、筆者なりの私見を述べておきたい。

818) 以上について、警察庁「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会・最終報告」（平成24年）（<http://www.npa.go.jp/shintyaku/keiki/saisyuu.pdf>）。

## (2) 取調べは事案の真相解明にとって重要ではあるが一手段に過ぎないと認識すべきこと

取調べの事案の真相解明に果たす役割はいくら強調してもし過ぎることはないとはいえ、捜査官として注意しなければならないことがある。

それは、取調べによって「真相」が解明されることは重要であるが、それは、取調べ自体によって相手から「真実（自白）」を引き出すことを意味しないということである。たとえ不合理と思われる供述であっても、これを丁寧に聴取して裏付け捜査を尽くすことにより、被疑者の弁解が正しい、または少なくとも排斥できないと判明することもある。逆に被疑者の供述が排斥されることもある。このように、被疑者の供述を丁寧に聴取し、その信用性を吟味することは、常に真相解明に資するものである。つまり、捜査官は、被疑者の供述は、真相を解明するために重要な一手段と位置付けるのが相当である。

次に、ここで言う「自白」や「真実」とは何を意味するかを意識することも必要である。従来、「自白」とは「真実の供述」と捉えられてきた嫌いがあるように思われるが、「虚偽の自白」という言葉が自己否定でなく、「真実の自白」という言葉がトートロジーでないことからも明らかだとおり、「自白」には「真実の」という意味は含まれていないと割り切って考えた方がよい。むしろ、捜査段階における「自白」とは、「被疑事実を認めること」又は「捜査官の見立て（事件の筋）を認めること」に過ぎないと考えておいた方が、却って事案の真相を明らかにすることに資すると考える。従来この点がともすると等閑視されてきたのは、大部分の事件において、捜査が慎重かつ綿密に行われているため、被疑事実や「捜査官の見立て」がそのまま事実であると裁判所によって認定されていたことも一要因と思う。しかし、少数とはいえ、不適切に「自白」が獲得されたことが後に判明した事案が発生した経緯を踏まえれば、上述したように「自白」について一歩退いた認識を持つことが、より実体的真実に迫る適正な捜査を実施する上で重要と考える。

## (3) 取調べの3段階論

筆者は、捜査官が取調べを意識的に3段階に分けて実施することが、取調べの適正を確保しつつ、事案の真相に迫り、かつ公判における証拠としての

価値の高い供述を引き出すために重要であると考えている。その3段階とは、「聴取（Interview）」「追及（Challenge）」「説得（Persuasion）」である。

第1段階の「聴取」とは、相手と人間関係（ラポール）を確立し、取調べの基本ルール（経験したことを全て漏れなく話すべきこと、質問が分からなければ遠慮なく聞くべきこと等）を説明し、まずは、相手に自由に最初から最後まで語らせ、必要に応じて細部をより明確化（Clarification）していく過程である。この段階では、基本的にはオープンクエスチョンで問い合わせ、明確化の段階でクローズド質問をせざるを得ない場合でも、これに対する応答に対しては直ちに、「どうしてそのように言えるのか」などとオープンクエスチョンで問い合わせることなどが求められる。「聴取」の技法は、英国で認知心理学を元に開発されたPEACEモデルによるところが大きい。現在では、警察庁や検察庁の取調べ研修でもPEACEモデルを取り入れた研修が行われている<sup>819)</sup>。

第2段階の「追及」とは、供述における不合理な点、他の証拠との矛盾点について問いただしていく過程である。いわば、法廷で行われる証人に対する反対尋問や検察官による被告人質問を思い浮かべるとよいだろう。

第3段階は、「説得」である。「説得」とは、「否認」していると取調べ官が考える被疑者に対して「真実」を話すように話しかける過程である相手方に対して供述内容や供述態度（黙秘等）の変更を求め、又は迫るものと言ってもよい。「説得」の過程は、自己の犯した罪の重さや被害者・遺族の心情を話して相手に真の反省を促すこと、これまでの犯罪者や犯罪に親和的な生活から脱却して、真に更生の道を歩むべきこと等を話すこと、家族や自己の経験について話すこと等の問題ないものから、脅迫や利益誘導等の違法な手法まで様々なものを含み得る。

ここで、これら3段階の区別についてもう少し明確化しておきたい。

現在の供述との関係で言えば、「聴取」は、相手の言いたいことをできるだけ正確に聴き取る過程である。「追及」は、相手の供述内容がおかしいのではないかと指摘する過程である。それにより、結果的に供述内容が変更さ

---

819) 筆者も清野②においてPEACEモデルについて詳しく紹介したことがある。

れることはあり得るとしても、「追及」は、相手に供述の変更を迫ることを目的としていない。これに対して、「説得」とは、相手に対して現在の供述や供述態度の変更を明白に迫る過程である。

読者には、「追及」と「説得」の相違が分かりにくいと思われるかもしれない。その場合には、法廷の反対尋問（被告人に対する反対質問を含む）で行い得るものか否かを考えてみればよい。「追及」は反対尋問で一般的に行われているものであり、「説得」は反対尋問で行うことは一般的に不相当なものである。そのことは、否認している被告人に対して、「家族のことをもっと考えて、真実を話した方がよいのではないか。」などと質問する訴訟当事者はいないことを思い浮かべれば自明であろう。換言すれば、「追及」は公開の場でも行われ得るもの、「説得」は基本的に取調室内で行われるものと考えてもよい。

筆者が上記のように取調べの3段階を明確に意識して取調べを行うべきと考える理由はいくつかある。

第1に、「説得」は、たとえ捜査官が善意であったとしても、そして、「説得」の手法が被疑者に真の反省を求めるなど全く問題ないものであったとしても、「説得」は相手に虚偽自白をさせる危険性を常に内包することを捜査官が認識する必要があると考えるためである。つまり、捜査官は「説得」によって相手が供述を変更した場合には、その内容が真実であると安易に考えてはならず、その信用性を慎重に吟味すべきであることを認識しなければならないと思う。

第2に、従来、「聴取」の重要性が等閑視され、しかも、「追及」と「説得」の区別が明確に意識されていなかったと思われるためである。しばしば被疑者を逮捕したとき「警察は被疑者を厳しく追及する方針です。」などと報道されることがあったが、そこには「聴取」という言葉なく、しかも、語感からして、ここでの「追及」は「説得」を意味するのではないかと思われるのである。しかし、「聴取」や「追及」の過程を飛び越した「説得」は、真相解明に資することが少なく、逆に、虚偽自白を生む危険性が高いものと言えよう。

第3に、敢えて「3段階論」と言ったのは、取調べは、一般的には「聴取」

## 第5章

# 国際捜査

### 1 総 説

経済・社会のグローバル化や科学技術の高度化に伴い、犯罪に関する人、物、金、情報の国際的流動性も飛躍的に高まっている。現在の企業は海外に連結子会社や関連会社を有していることは珍しくないし、海外に銀行口座を有していたり、有価証券投資等を行っていることも多い。情報が瞬時に国境を越えて伝達されることは周知の事実である。

そこで、捜査の過程で、外国の法執行機関その他の機関から事件に関連する証拠や情報を入手する必要性は従来に比して格段に高まっている。その際、証拠を入手するためには捜査共助手続によることを要する。もっとも、情報を入手するにとどまるのであれば、捜査共助手続によることは要せず、実際、情報交換を可能とする国際的な枠組は多数存在する。以下では国際捜査共助及び情報交換を可能にする国際的な枠組について概説したい。

### 2 国際捜査共助

国際捜査共助の嘱託については、通常の任意捜査の枠内でこれを行うことができる（刑訴法197条）。なお、国際捜査共助の受託については、国際捜査共助等に関する法律等による。

日本から捜査共助を外国に要請する場合には、原則として、外交ルートによることになるので、警察庁であれば国家公安委員会から外務大臣を通じて、検察庁であれば法務大臣から外務大臣を通じて当該外国に外交ルートで捜査共助の要請をすることになる。捜査共助条約の締結されていない国に対

## あとがき

時あたかも、東芝が巨額の不正会計問題で揺れている。

東芝問題が発覚したのは、本書の初稿を立花書房に入稿し、最終校正をしている段階であった。そして、脱稿直前に東芝の第三者委員会の調査報告書が公表されたため、本書では同報告書の内容にも触れることができた。しかし、東芝の事例を本書に付け加えるに当たり、新たに項目を追加したり、粉飾の手段を追加する必要は全く認めなかった。東芝の第三者委員会調査結果は、他の不正会計事例と全く横並びで本書の事例紹介に取り込まれた。そのことは何を意味しているのであろうか。

それは言うまでもなく、東芝で行われていた不正会計は、典型的な不正会計の手口によるものであり、何ら特殊な手段が弄されたものではないということである。本書では様々な不正会計の手口に言及しているが、このような手口は、過去に用いられ、かつ、現在又はこれからも不正会計を行おうとする企業や経営者、役員、従業員、外部協力者等によって用いられていくであろうということは確実に予測できる。

読者の皆様は、本書を通読することによって、会計帳簿に関する基本的知識、財務分析の基本的な視点、個々の勘定科目ごとの不正の手段や勘定科目分析を行う際の着眼点、決算書の分析、銀行捜査、物読み、取調べ、国際捜査に関する基本的な知識を習得することができたであろうか。是非その答えがイエスであることを祈りたい。

もし不明の点があれば、本書で引用している文献等を参照して理解を深めていただきたい。

本書で財務捜査の基本的な知識を得られた後は、実践である。日々の生活の中でも、これまで目の前を通り過ぎていた企業会計や税制の改正、企業の発信する決算短信や I R (インベスター・リレーションズ) 等の情報が有機的な意味内容をもって立ち現れてくるものと思う。そしてこのように獲得された知識を是非日常生起する刑事事件の捜査に応用していただきたい。これまで気付かなかつた捜査の着眼点に気付いたり、より的確な取調べにより真実をより良く解明することができるはずである。

そのようなことの積み重ねによって、我が国の治安が保たれ、より安全で安心できるまちづくりに貢献することができれば、筆者の喜びはこれに勝るものはない。

なお、本書の執筆に当たっては、筆者の能う限り分かりやすく正確な記述を心掛けたが、もとより浅学菲才の身であり、思わぬ誤解や見落としがあるかもしれない。また、読者の皆様から、より的確に財務捜査を実践するためのアドバイスなどもいただければありがたい。

読者の皆様のご意見、ご批判により、本書をより良いものにして参る所存であることを申し述べ、筆を擱くこととしたい。

平成 28 年 1 月

さいたま地方検察庁公判部長 清野 憲一

## 〔著者略歴〕

清野 憲一（きよの けんいち）

平成元年司法試験合格、平成3年東京大学法学部卒業、司法修習生（45期）、平成5年検事任官、以後、東京・大阪地検特捜部を含む各地検勤務、法務省刑事局付、在英國日本大使館一等書記官、法務大臣秘書官、警察庁組織犯罪対策部暴力団排除対策官、国連アジア極東犯罪防止研修所次長、東京地検公判部副部長、さいたま地検公判部長、法務省法務総合研究所研究第一部長、東京地検公判部長、千葉地検次席検事、松江地検検事正、最高検検事、前橋地検検事正等を経て、令和6年3月より高松地検検事正。

## 〔主著〕

- ・「裁判員裁判時代の公判—訴訟指揮上の諸懸念」（令和5年）判例時報2536号
- ・「責任能力判断の責任論的・心理学の基礎と実践」（令和3年）判例時報2494～2497号
- ・「平成28年刑訴法改正の位置付けと今後の展望」（令和2年）刑法雑誌59巻3号
- ・「録音・録画下の供述立証に関する一考察」（令和元年）判例時報2415号
- ・「正当防衛判断枠組の再構築—4ステップ論と「やむを得ずに入った行為」への焦点化—」（令和元年）『刑事法の理論と実務①』
- ・『警察小六法』（平成31年版～令和5年版）
- ・「座談会 法曹と精神医学の対話」（平成30年）臨床精神医学47巻11号
- ・「座談会 検証「8ステップ」」（平成30年）季刊刑事弁護93号
- ・「『調書を示す反対尋問』に関する一考察」（平成29年）判例時報2323号
- ・「捜査段階の供述立証に関する問題解決に向けた一考察」（平成29年）判例時報2312号
- ・「公判前整理手続の在り方」、「裁判員裁判における証人尋問・被告人質問の在り方」、「裁判員裁判が捜査に与える影響」、「裁判員裁判における冒頭陳述と論告・弁論」『新時代における刑事実務』（共編）（平成29年）
- ・「『刑罰目的論』から『刑罰淵源論』へ」（平成28年）アルフォンソ七部法典第7部序論
- ・「裁判員裁判が警察捜査に与える影響について：取調べ及び供述調書作成の在り方を中心として」（平成28年）警察学論集69巻12号
- ・「公判前整理手続の在り方」（平成28年）刑事法ジャーナル47号
- ・「遺言相続と信託形成過程に関する一考察」（平成28年）アルフォンソ七部法典第6部序論
- ・「売買契約と危険負担に関する一考察」（平成28年）アルフォンソ七部法典第5部序論
- ・「全ての捜査官のための財政経済事件捜査手法（上）（中）（下）」（平成27年）警察学論集68巻8～10号
- ・「『被告人質問先行』に関する一考察」（平成27年）判例時報2252号
- ・「時効制度の統一的理解について」（平成27年）アルフォンソ七部法典第3部下巻序論
- ・「英国における供述弱者の取調べ（1）（2）（3）」（平成25年）捜査研究62巻1～3号
- ・「海外の刑事政策のいま：アジ研国際研修レポート（1）（2）（5）（6）」（平成24～25年）罪と罰50巻1～2号、51巻1～2号
- ・「現実で実現可能な目標としての暴力団壊滅に向けた取締り・暴力団排除」（平成23年）警察公論66巻1号
- ・「暴力団の資金獲得活動に対する介入としての取締り及び暴力団排除」（平成23年）捜査研究60巻2号
- ・「震災復興への暴力団の介入・資金獲得を阻止せよ」（平成23年）金融財政事情62巻24号
- ・「暴力団排除条項のフロンティア」（平成23年）MS&AD基礎研REVIEW第10号
- ・「英国における組織犯罪対策：没収制度を中心として（上）（下）」（平成22年）警察学論集63巻3～4号
- ・「座談会 暴力団排除条項の実効性、情報収集態勢を中心に」（平成22年）金融法務事情58巻15号
- ・「英国刑事法務事情（1）～（73・連載中）」（平成18年～）刑事法ジャーナル（3号～）
- ・「米国における刑事脱税事件の検査・公判について（1）（2）」（平成12年）検察月報522～523号等著作多数（[https://researchmap.jp/kenichi\\_kiyono/](https://researchmap.jp/kenichi_kiyono/) を参照）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。  
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

### 実践・財務捜査

---

平成28年2月1日 第1刷発行  
令和7年3月1日 第8刷発行

著 者 清 野 憲 一  
発 行 者 橘 茂 雄  
発 行 所 立 花 書 房  
東京都千代田区神田小川町3-28-2  
電話 03-3291-1561 (代表)  
FAX 03-3233-2871  
<https://tachibananashobo.co.jp>